

予算特別委員会会議録

令和 3 年 3 月 15 日

宮古市議会

令和3年3月宮古市議会 予算特別委員会会議録目次

(3月15日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	37
付託事件審査(3)	40
付託事件審査(4)	41
付託事件審査(5)	41
付託事件審査(6)	42
付託事件審査(7)	42
付託事件審査(8)	42
付託事件審査(9)	42
付託事件審査(10)	42
付託事件審査(11)	43
付託事件審査(12)	43
付託事件審査(13)	43
付託事件審査(14)	43
付託事件審査(15)	43
付託事件審査(16)	43
付託事件審査(17)	47
閉 会	47

宮古市議会予算特別委員会会議録

日 時
場 所

令和3年3月15日（月曜日） 午前10時00分
議事堂 議場

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第1号 令和3年度宮古市一般会計予算
- (2) 議案第2号 令和3年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- (3) 議案第3号 令和3年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計予算
- (4) 議案第4号 令和3年度宮古市後期高齢者医療特別会計予算
- (5) 議案第5号 令和3年度宮古市介護保険事業特別会計予算
- (6) 議案第6号 令和3年度宮古市介護保険サービス事業勘定特別会計予算
- (7) 議案第7号 令和3年度宮古市農業集落排水事業特別会計予算
- (8) 議案第8号 令和3年度宮古市漁業集落排水事業特別会計予算
- (9) 議案第9号 令和3年度宮古市浄化槽事業特別会計予算
- (10) 議案第10号 令和3年度宮古市魚市場事業特別会計予算
- (11) 議案第11号 令和3年度宮古市墓地事業特別会計予算
- (12) 議案第12号 令和3年度宮古市山口財産区特別会計予算
- (13) 議案第13号 令和3年度宮古市千徳財産区特別会計予算
- (14) 議案第14号 令和3年度宮古市重茂財産区特別会計予算
- (15) 議案第15号 令和3年度宮古市刈屋財産区特別会計予算
- (16) 議案第16号 令和3年度宮古市水道事業会計予算
- (17) 議案第17号 令和3年度宮古市下水道事業会計予算

出席委員（21名）

工藤小百合	委員長	竹花邦彦	副委員長
白石雅一	委員	木村誠	委員
西村昭二	委員	畠山茂	委員
小島直也	委員	鳥居晋	委員
熊坂伸子	委員	佐々木清明	委員
橋本久夫	委員	伊藤清	委員
佐々木重勝	委員	高橋秀正	委員
坂本悦夫	委員	長門孝則	委員
落合久三	委員	松本尚美	委員
加藤俊郎	委員	藤原光昭	委員
田中尚	委員		

欠席委員（0名）

説明のための出席者

付託事件審査（1）

総務部長 中嶋 巧 君	企画部長 菊池 廣 君
市民生活部長 松館 恵美子 君	保健福祉部長 伊藤 貢 君
産業振興部長 伊藤 重行 君	都市整備部長 藤島 裕久 君
危機管理監 芳賀 直樹 君	会計管理者 戸由 忍 君
上下水道部長 大久保 一吉 君	教育部長 菊地 俊二 君
総務課長 若江 清隆 君	財政課長 箱石 剛 君
契約管財課長 菊池 敦 君	税務課長 三田地 環 君
企画課長兼 公共交通 推進課長 多田 康 君	エネルギー 推進課長 三上 巧 君
田老総合事務所長 齊藤 清志 君	新里総合事務所長 蒲野 栄樹 君
川井総合事務所長 田代 英輝 君	総合窓口課長 西村 泰弘 君
環境生活課長 北館 克彦 君	福祉課長 田代 明博 君
こども課長 岡崎 薫 君	介護保険課長 川原 栄司 君
健康課長 早野 貴子 君	産業支援 センター所長 岩間 健 君
観光課長 前田 正浩 君	港湾振興課長 小成 勝則 君
農林課長 飛澤 寛一 君	水産課長 佐々木 勝利 君
建設課長 去石 一良 君	都市計画課長 盛合 弘昭 君

建築住宅課長 菅野和巳君
消防対策課長 三浦正成君
教育委員会
総務課長 中屋保君
生涯学習課長 田中富士春君

危機管理課長 佐々木雅明君
生活排水課長 竹花浩満君
学校教育課長 小林満君
文化課長 藤田浩司君

付託事件審査(2)～(15)

総務部長 中嶋巧君
市民生活部長 松舘恵美子君
産業振興部長 伊藤重行君
契約管財課長 菊池敦君
新里総合事務所長 蒲野栄樹君
介護保険課長 川原栄司君
水産課長 佐々木勝利君
田老診療所
事務所長 久保田亮二君
川井診療所
統括事務所長 中村博文君

企画部長 菊池廣君
保健福祉部長 伊藤貢君
上下水道部長 大久保一吉君
税務課長 三田地環君
総合窓口課長 西村泰弘君
健康課長 早野貴子君
生活排水課長 竹花浩満君
新里診療所
事務所長 高鼻辰雄君

付託事件審査(16)・(17)

上下水道部長 大久保一吉君
施設課長 竹花浩満君

経営課長 中嶋剛君

議会事務局出席者

事務局長 下島野 悟
主 任 佐々木 健太

次 長 松橋 かおる

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（工藤小百合君） おはようございます。ただいままでの出席は21名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会します。本日は、特別会計及び企業会計の審査日となっておりますが、まず3月12日に繰越しました、8款土木費から14款予備費の質疑を行い、その後、一般会計歳入、特別会計、企業会計の順に審査を行います。本日中に全ての議案に対する質疑を終了する必要がありますので、議事進行にご協力くださいますようお願いいたします。

○

付託事件審査（1） 議案第1号 令和3年度宮古市一般会計予算

○委員長（工藤小百合君） それでは初めに、8款土木費から14款予備費の審査を行います。発言及び答弁は一問一答方式でお願いします。発言の時間については質疑、答弁を含め1人20分としますので、質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。当局においては場合によっては反問権も認めますのでよろしくお願いします。落合委員、松本委員、田中委員の順で発言をお願いします。それでは、落合委員、次は松本委員です。

○委員（落合久三君） 説明資料の80ページ、または83。またはっていうのは就学援助で小学校、中学校あわせてお聞きしますので、お願いします。80ページ、10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、就学援助。この就学援助事業は言うまでもなく、学校教育法第19条に基づいて実施されている事業ですが、最初にお聞きしたいのは、従来、大震災が来る前の状態、従来の就学援助の適用を受けている児童数、小、中学生合わせてと、それから10年前に大震災に遭って以降と、それから台風10号、19号と連続して就学援助対象の児童生徒増えているわけですが、現時点で小学校、中学校合わせて何人の生徒がこの就学援助の適用を受けているかっていうのを教えてください。

○委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） お答えいたします。令和2年度就学援助受給者数でございます。児童生徒数は小学校が2,062名、中学校が1,164名、そして3,226人の児童生徒がいらっしゃいますが、その中、就学援助を受けているお子さんは小学校が331人、中学校が220人、計551人ということになっております。そして、要保護者ということで、対象となっているのが小学校20人、中学校が7人、そして計27人ということでございますので、合計いたしますと、小学校は351人、中学校は227人、計578人。この578人の児童生徒が就学援助を受給しているという状況でございます。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 小、中学生全生徒の割合でいえば、16%前後ぐらいでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） 割合につきましては、小学校は17%、中学校が19.5%、合計が17.9%ということになっております。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 大震災が来て、台風10号、19号って言いましたが、連続してこういう状況が続いているということで、もう二つ目にお聞きしたいのは、この大震災とその後の台風10号、19号。こっちの従来の要するに保護世帯と準要保護世帯以外の、以外のっていうんじゃないな。大震災と台風の被害を受けて、それに関わって適用を受けている。一言で言えば被災児童、この適用はいつまでなんですか。そういう期限ありま

すか。

○委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） 期限につきましてはちょっと確認をさせていただいてお答えをしたいと思います。
割合としては東日本大震災等の被災で該当になっているお子さん方は大体2.2%程度ですし、台風10号が1.5%、令和元年の台風19号は0.5%ということで、まずそういうふうな該当の子どもたちについては一般のほうで救い上げるような形では、支援は続いていくというふうに考えておりますが、ちょっと期間については確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 何でそんなことを聞くかといいますと、大震災の場合は10年たっているんな他の復興事業等も収束に向かっている。しかし一方で、子どもの貧困ということが全国的にも非常に重要視されている。またそうせざるを得ないような現状が一方であると。こういう中でこの就学援助の震災対応分が、もしいつ切れるのかっていうことも非常に気になる場所なので、その辺を確かめたくて聞いたのと、もし時限立法っていうか、そのあと何年でこれは切れますよっていうのが分かれば、じゃどうすんのかっていうことも当然その時点で検討しなきゃない、考えなきゃない大きい問題だと思ったので聞いたんですが、今課長が小、中学校を合わせると17.9%、中学生の場合は19%が該当になっている。この19%って言ったら危なく5人に1人ですよ。5. 何人に1人、6人に1人ぐらいと言ってもいいかもしれませんが、そうすると一つのクラスに仮に35人ぐらいいれば、危なく2割近い人っていうのはもう、列で言えば一つの列に2人、3人いるっていうようなね。やっぱり私は大きい問題だなと思うんですが、小学校17%、中学校19%の児童生徒が対象になっているというこの現状はどういうふうに考えますか。

○委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） 就学援助が必要なお子さん方がいるというふうな部分は、やはり子どもたちの学校生活をしっかりと安全安心に過ごしていただくという上では大変配慮していく必要がある事項と捉えております。国の動向、復興計画の終了等について事業がある程度一区切りを迎えようとしてはおりますが、やはり国の動向、あとは被災した児童生徒の生活再建の状況等を注視しながら、丁寧に子どもたちには対応していきたいと思ひますし、経済的な理由で就学が困難になるということがないように、こちらのほうとしても何らかの方法を考えていきたいなというふうに考えております。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） やっぱりここは内陸部とまたちょっと違うですね。内陸部にもそういうのが全くないとは言えませんが、やっぱり大震災、それから台風10号、19号。どこにでもあると言ってもしまえばそれまでですが、非常に偏りが、被害の箇所っていう点では偏りがあるんでね。ここはやっぱり宮古市にとっては大震災と台風の二つの影響っていうのは非常に大きいと思います。それでいつまで続く事業なのか。被災対応分がね。これもきちっとつかんで対応をお願いしたいと。あと最後ですが、80ページ、81、82ページにこの就学援助の事業区分がずっと書いてあります。最近ちょっと私もうろ覚えなので聞きたいのは、卒業アルバムも就学援助対象にしている市町村が既に結構あるっていうふうには聞いていますが、宮古の場合はどういう現状でしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） その点につきましても確認の上説明いたします。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

- 委員（落合久三君） 確認の上ってというのは、卒業アルバムが対象になってるかどうかってというのは、聞かないとわからないという意味ですか。
- 委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。
- 学校教育課長（小林満君） 内訳等何がっていう、こまいやつの確認をしておりませんので、そちらのほうちよっと確認をさせていただいてお答えしたいと思います。
- 委員（落合久三君） 終わります。
- 委員長（工藤小百合君） 次は松本委員です。松本委員。
- 委員（松本尚美君） 委員長。まず予算説明資料の90ページ、10款教育費、4項社会教育費、5目文化振興費の北上山地の民俗資料館管理運営事業です。これ以前にも私は膨大な資料が収蔵されているんですけども、これをどう生かすかということで、事業そのものを個別に見ると、それなりに努力をされているかなあというふうには感じるんですけども、私はやっぱり公共施設なりそういったところにより積極的に、日常的に触れ合うようにという提案もしたんですけども、スペースの関係もあるかもしれませんし、一部少数ではあるんですけども、展示しているということですが、これもっと積極的にこの資料を活用するというのを、今、令和2年度はそれぞれやってきて、令和3年度はこの取組というのが一部見えるんですけども、どういう検討されて、さらに市民に、またこの来訪者なり、そういった方々に積極的に触れていただく、見ていただくということを検討されているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。
- 委員長（工藤小百合君） 藤田文化課長。
- 文化課長（藤田浩司君） 北上山地民俗資料館には、かなりの資料がございます。現在も地域の方々から貴重な資料も提供されてどんどん増えている状況にありまして、多くの資料が小国分館のほうへ収蔵されてございます。北上山地民俗資料館本館でもそうですけども、分館も希望があれば、ごらんいただく取組もしておりますけれども、定期的にスポットを当てて、例えば漁具、あと今年は菓子の木型とか、分野別にスポットを当てながら展示をして公開をするようにしているところでございますけれども、今後もテーマを絞りながら、貴重な資料を地域の方に触れ合うような機会をつくっていきたいと考えております。
- 委員長（工藤小百合君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） 収蔵している資料をそれぞれ仕分して、同じようなものは、それなりにスペースエリアを分けてやっていると思うんですね、同じようなものは結構あるんじゃないのかな。例えば農具とか、農作業に使ったみのかとか袈裟とか、あとは山の仕事で使った道具とか、様々あると思いますけども、そういったものをバッティングしている部分があると思うんですね。だからそのバッティングしてる部分を、例えば道の駅だとか、そういったところに、例えばレストラン、食堂スペースがあれば壁に掲示して、できるものはそうやって一つの店づくりといいますかね。雰囲気づくりとかそういったものに私はもっと活用していいんじゃないのかなって思うんですね。特にやまびこ館なんかの要するに床に置くスペースというのはなかなか大変だというのもこれは理解できるんで、そうかなあというふうに思っていましたけれども、例えば漆工芸館だとか、あそこも漆の製品、大した立派なものいっぱいありますけれども、そういったスペースを活用するとか。あとは壁面、そういったものを活用して、来訪者なり交流者なり、観光客というんでしょうかね。そういった方々がわざわざ資料館に、小国とか旧川井村の役場の脇にも当然ありますけれども、そこに立ち寄りなくても触れ合えるっていうことが私はできるのではないのかなというふうに思うんです。これやまびこ館に限ったことじゃ当然ないんですけども、気軽に立ち寄っているところ、そういったところにやはりディスプレイといいますか、

そういったものを兼ねて対応できるんじゃないのかなと。どうでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 藤田文化課長。

○文化課長（藤田浩司君） 今おっしゃった取組は、既に実施している部分もございます。例えばミュージアムだと浄土ヶ浜ビジターセンター、あとは田老の道の駅などに出張展示ということで、定期的に展示物を変えながら展示しているところがございます。北上山地民俗資料館につきましても、やまびこ館、あとは里の駅などにやはり出張展示ということで、これから展示をしていくところがございますし、あとミュージアムと資料館、両方のものを展示するように新年度取り組む計画でございます。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） いきなりは出来づらいのはそのとおりにかもしれませんが、やはりこれは積極的にやっぱりせつかくあるものに触れ合えるっていうか、こういう機会をやっぱり積極的につくっていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますから、せつかくあれぐらいの量、数も含めて、あるものをどう活用していくかということをこれを積極的に進めていただければと思います。期待します。次に73ページの8款土木費、6項住宅費の2目住宅管理費です。これは市営住宅、公営住宅、災害公営住宅はいずれもトータルの話ですけれども、私は震災前にも提言も含めてさせていただいたのは、住宅の取得計画、これが出来ていたのかなと。ただ震災があつて、災害公営住宅をプラスしてつくんなきゃなんない。その際にも申し上げたんですけど、やはり全体の宮古市地域全体の民間賃貸を含めて、こういった住宅環境がどういう今状況になっているか。それをトータルのやっぱりストック計画っていいですか。それに合わせて、それを把握してストック計画をやっぱりつくっていく必要があるんじゃないか。旧宮古市でも昭和55年が6万2,700人、6万3,000人ぐらいですか。あそこが人口のピークなんですけど、一方で人口が減っていったんですけども世帯数が増え、いわゆる核家族化っていいですかね。世帯数が増えてきて、もう既に世帯数すらどんどん減ってきている状態ですね。そうすると、宮古市全体の中での公共の公営住宅であれ民間の住宅であれ、そういったものがどんどん余ってくる時代になってくる。そういう時代にもう入っているんじゃないか。ましてや宮古市が管理する公営住宅で、どなたも住めない状態のものもある。解体しなきゃなんない。そういったことが当然ありますけれども、やはりトータルとして宮古市の現状を、官民の部分をトータルの把握して、これからどう今後どうしていくかということはやっぱり改めてこうストック計画を見直す機会ではないのかなというふうに思いますが、部長どうですか。

○委員長（工藤小百合君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） まず市営住宅に関しましては、長寿命化計画ということで計画を定めたものがございます。それにつきましては古いものを統廃合しながら、新しいものに集約していくという計画をしております。今お尋ねの、全体といいますか、地域全体の状況等を踏まえたというお話でございます。ご質問のとおり人口減少、あるいは世帯の減少、空き家も増えてきているという実態がございます。そういったような中で、住宅政策をどうやっていくかというのはやっぱり大きな課題の一つであろうと思っております。我々として、やはりまず市営住宅、災害公営住宅をしっかりと維持管理しながら統廃合すべきものはやっていくことが必要だろうと。あわせて、民間施設についてどういうふうにするかというのはこれやっぱりちょっと官民の協力体制を持ちながら考えていく必要があるだろうと思っております、これからのやっぱり取り組むべき事項じゃないかなと思っております。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） ですから、もう明確に位置づけてストック計画を見直すということが前提でないと、部長が今おっしゃったように推移を見ながらとなれば、5年も10年も経過して、気がついたときにはもうみんな空き家だと。これ民間の場合、特にも今、震災の復興特需が終わった段階でみなし仮設ですか。そういったものがどんどん必要なくなっている状態で、空き室がどんどん増えているんですね。これは税務課とは直接リンクしないかもしれませんが、やっぱりこの固定資産税含めて、税金を納付するといいますかね。納めるにやっぱ収入がなければ出来ません。これがどんどんこの宮古の経済にも大きな私は負担といいますか、圧迫するというふうに思います。だからこれは都市整備部だけではないと思います。これは全体でこの住宅政策をどう進めていっていかっているのは、トータルでやっぱり考えていく必要があるんじゃないかということなんです。どうでしょうか。早くやらなきゃいけないですね。

○委員長（工藤小百合君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） 全くもうおっしゃるとおりであると感じております。単に住宅のみの問題ではなくて、市全体の、財政の問題でございますとか、あるいは人口減少対策とか含めてのことであろうと思われまます。そういった中で、ちょっと我々だけじゃなくて全体的に取り組む必要があると思っております。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 残念ながら令和3年度の予算提案の中にも何ら触れてないんですね。だからこれはやはり私は近々に年度途中であっても予算が必要であれば補正組んで、そして早くどうするかということも議論、これは行政だけでは出来ないのかもしれませんが、それなりに専門家なり、専門的な知見が必要であれば、そういった知見も活用しながら進めないと、宮古の住宅政策っていいですか、そういった部分がないというのであれば、もう底が抜けてしまう。どんどん空き家ですよ。増えています、空き室。だからこれをどうこのまま看過するわけにはいかないということを指摘したいと思います。それでは次に92ページ。10款教育費、5項保健体育費、2目の体育施設費の中で野外活動センターの管理が389万8,000円出ています。この中にはちょっとないんですけども、予算書の中ではこのゾーニングといいますか、そういった調査をするっていうのかな。予算書でいけば134、135ページの10項教育費、5項保健体育費、2目の体育施設の12節の中に、野外活動センターゾーニング図面作成業務委託料105万6,000円が提案されております。なぜこれがここの説明資料の中に載らないのかな。これは新たに今、野外活動センターをどう再生するかということがあろうかと。それで私はこの予算書にある12節にある図面作成という内容はどういうことをやるのかですね。これに、予算説明資料に関連したかもしれませんが、まず伺います。

○委員長（工藤小百合君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 野外活動センターの利活用につきましては、施設が老朽化しているということで、今後その利活用の在り方を定めていかなければならないということで地域おこし協力隊の方が入って地域の方といろいろ今意見交換をしたり、情報交換、協議を重ねております。そういったお話をしながら、野外活動センターの利活用の在り方を地域ではワークショップなど開きながらやっていって、その結果をこの図面に落とし込むという経費がこの委託料でございます。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） であれば、この説明資料の中にちゃんと載せればいいじゃないですか。その方がわかりやすいですね。そしてなぜどういうことをするかっていうのは、簡略化しても載せないといけなかったのではないかなというふうに思うんですけども、いずれ利活用に関わってこれから検討を加えたもので、どう利用

するか。図面に落とし込むというお話でしたね。まずは全体の用意ドンでスタートしたとき、昭和の時代だと思えますけども、そのときの図面っていうのは当然あるかと思うんですね。まずそこを我々含めてどういう状態だったのか。それを確認して、そういった頑張ってる地域で活動している協力隊の皆さん方がいらっしゃいますから、そういった方にあまりプレッシャーをかけるわけには当然いかなさと思うんですけども、自由に発想して構想を練っていただくというのは大いに結構なんですけども、もう既にはっきりしていることはもうスケートリンクが使えないということですね。もうスケートはあり得ないという話ですね。そうなればじゃどう活用をしていくかってなれば、やっぱり自然の中での活動なり遊びができる環境をどうつくるかということになるかと思うんですね。前は一の渡からですか。利用にあたっては三鉄で行って、降りて、そこから移動するとかいろんなことを考えたんでしょうけども、残念ながら非常に厳しい。そうすると、やっぱり駐車場の問題、非常に少ないですよ。だから場所だけにこだわらず、周辺も含めてどうするかっていうことをやっぱりもうちょっと広く考えていかなきゃなんないんじゃないかなっていうふうには思うんですけども、そこは全く考えがなくてもあのエリアだけに限定しての検討を新年度やっていくということでしょうか。部長どうですか。

○委員長（工藤小百合君） 菊地教育部長。

○教育部長（菊地俊二君） 野外活動センターについては、今まで議員の皆様からもいろいろなご意見もいただいてきたところでございます。施設が老朽化している。特にトイレなどは早めに対応が必要だということもございました。また今ご指摘いただいたように駐車場の問題、あるいは今度閉校いたします亀岳小学校、ここらも含めてやはり地域全体どう考えたらいいのかという部分を含めて、あと市民農園等もございますので、そこから全体を含めてのちょっと野外活動センターの活用については検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） という部長の今のお答えです。課長、ぜひ今部長がお答えになった部分も踏まえて進めていく必要があるかなあというふうに思っています。また加えて、生涯学習課だけではなくて、これは今ちょっと目つぶって腕組みしていますけども、やっぱり全庁的にあそこをどう生かしていくか。要するに、地域の生産物も当然あるだろうと思いますし、農産物もあろうかと思えますし、またそういった交流を通じてまた足の問題で三鉄絡むというのものなかなか大変かもしれませんが、やっぱり全体としてあそこをどう活用していくかということを全庁的にやっぱり私は検討すべきだと思います。それは企画部長、否定的な今首の降り方だけでも、そうじゃないの。

○委員長（工藤小百合君） 菊池企画部長。

○企画部長（菊池廣君） 一般質問の答弁でもお答えしましたとおり、田代地区のみならず、ほかの地区も田代地区の例を参考にしながらという部分で地域の活性化を図っていかねばならないと思っております。今委員ご指摘の田代地区はもう手をつけている部分でございますので、今後もよりいい方向に地域の方々と協力しながら進めていきたいと思っております。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 田代地区だけではなくて、この宮古の地域創生を、地域を再生するのをどうするかっていう観点もありますから、今ちょっと一部触れたと思えますけども、そこは非常に大事なポイントです。ぜひ期待したいと思います。終わります。

○委員長（工藤小百合君） 次は田中委員です。小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） すいません、お時間をちょうだいいたします。先ほど落合議員さんからご質問のありました件についてでございます。80ページ、10款教育費、小学校費及び中学校費の教育振興費就学援助事業についてでございます。ご質問のあった二つについてです。1点目です。災害に係る就学援助の期間というふうなことで今後の見通しというふうな部分につきましては、取りあえず東日本大震災等の部分については令和3年度も継続して国からの支援はあるということになっております。ただ、いつまでというふうなところは示されていない状況でございます。やはり被災原因から経済的な理由で就学が困難な児童生徒につきましては、やはり今後も継続して援助が受けられるよう要件等も細やかに確認しながら対応を進めてまいりたいというふうな考えております。2点目でございます。卒業アルバムについてというご質問についてお答えをいたします。現在宮古市では費目のほうに入っておりませんので、支給していないという状況でございます。以上でございます。

○委員長（工藤小百合君） それでは田中委員どうぞ。

○委員（田中尚君） 委員長。予算の説明資料71ページ、8款土木費、2項道路橋りょう費の中の閉伊川水門取付道路整備事業及び、75ページ水門事業に関わる部分で関連しますのでこの部分での質問をしたいと思っております。まずここに伴う水門事業を取り上げるのは、私とすればなかなかこう二律背反的な非常にづらい立場でもあるんですが、なぜかという、あれはつくるべきじゃないということですって言うてきた経過ありますからね。現状ではこの事業に伴って周辺住民の方々が大変健康を損ねるような事態が生まれているというふう聞いております。なおかつ、県の土木センター及び本庁のほうにもそういったことについて対策を求める問合せをしているというふうにも聞いているんですが、これは県の事業でありますので、市の都市整備部長さんに何うのもちょっと大変お気の毒という気もないわけでもないんですが、どういうふうな状況で把握されているのか。この事業が長引くことによりまして、一つにはやっぱりサケの遡上も補償するというので、深夜に漁期を外してやっていると。結果、事業を短縮するために夜も工事をしてとても寝られない。中には顔が曲がってしまった方もいるというふう聞いております。市はそういう状況を把握されておられますか、伺います。

○委員長（工藤小百合君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） お答えいたします。大変難しい工事を進めているということは、議員もご理解のとおりだと思います。様々、漁期等もございますので、漁協さんとも協議しながら作業しているという状況でございます。そのような中で、確かに深夜工事等々による影響があるやには伺ってございますが、詳しいところといいますか、個別のところまでは我々ちょっと把握してないという状況でございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） これ一つはやっぱり決断させる経過というものは、市長の判断も非常に大きかったと。過去に遡りますと、そういった意味でやっぱり当時の市長の判断、一般質問で取上げた経過もありますけれども、現時点には極めてこの私に言わせれば東日本大震災のインフラ整備事業の中での最もグロテスクな、事業工程を無視したなおかつ今後どうなるかわからないそういう事業だと、いうことを指摘をした上で、今の部長さんのお答えを踏まえての質問なんですが、地域の皆さん方が困っているという実態については、例えば行政連絡員さんからそういう苦情を受け取る仕組みが機能しているのかどうなのか。あるいは担当の部署として、そういうふうなことをうる覚えにでも聞いていると。だとするならば、調査に入るべきではないのかというふうな考えるんですが、私が指摘したように、県のほうに直接電話もしていると。それが県庁なのか土木センター

なのか、いずれ私もその話を最近聞いたので、この議会が終わったらしっかり確かめたいと思っているんですが、そこはどうでしょうか。部長さんはどういう形でこの情報を把握されておられますか。

○委員長（工藤小百合君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） はい、現状におきまして個別の具体的な事象までは我々承知しておりませんが、今ご質問ご意見もございましたので、今後我々としても県のほうに確かめてみたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） これは閉伊川水門整備の工程に関わってくる部分なんですよ。なぜあえて周辺住民の皆さん方のそういう苦情を無視して深夜にやるのか。サケの漁期を確保するためなんですよ。私は直ちに深夜の工事はやめるべきだと。工期がそのことによって仮に延びたとしても、それをやめるべきだと。ましてや今サケの放流も全然成果があっていません。それは様々な理由が指摘されておりますけれども、だったら思い切って私が言うのも変ですけども、漁協さんとの協議もしっかりして、サケの稚魚放流事業をやっぱり3年なり中止するというのも、私は非常に大事ではないのかなと思いますよ。これこういうことを言うと私は水門整備促進の立場になっちゃうので、そういう意味で冒頭矛盾を抱えながら言っていますよってことを断ったのはそういう意味でありますけれども、私はやっぱり周辺住民、そこに暮らす市民の方々が、やっぱり健康に不安を損ねるような状況ですね。これからも5ヶ年続けるということとはとんでもない話だということを指摘をしますので、これはこれとしてしっかりとどうするかということについては、部長さんを通してこれは事業主体が県でありますので、これ改善方について本気で向き合っていただきたいという指摘に、要望にとどめたいと思います。73ページ。6項住宅費、2目の住宅管理事業について伺います。ここでは老朽化等に対応するための大規模修繕を行うとありますけれども、市営住宅の大規模修繕の全体計画はどのように理解したらいいのか伺います。

○委員長（工藤小百合君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい。こちら日の出の2号棟の外壁工事でございます。こちらの計画的に実施している工事でございます。令和2年度のほうは1号棟の外壁の改修工事を実施しておりまして、次年度は2号棟の外壁工事を予定しているものでございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） あえて老朽市営住宅の大規模修繕計画、全体計画はどうなっているのかというふうに聞いたんですが、それは現時点での日の出町住宅の1号棟の大規模修繕だということでは理解しております。それを踏まえた上で、今後宮古市が大規模修繕を予定している、公営住宅名称で言いますと、どこのどういう住宅なのかということについては、全体計画が多分あると思って聞いているんですが、その点についてはどうでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 2年度と3年度に、日の出住宅を行いまして、その次におきましては、西ヶ丘の団地の改修を順次予定をしております。こちら4棟ございますので、1度という状況ではございませんで、順次予定しております。ついでに申し上げますと、日の出の前は館合を、そしてその前は八木沢を行ってございました。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） そこで一般質問等でも触れてきた経緯があるんですが、やっぱりこの市民の皆さんが、福祉事業として暮らす公営住宅。この部分での省エネ化も当然大規模改修が入ってくる中で、省エネ化も設計の

中に入っているのかなあとちょっとそういう疑問もあるんですが、その辺はどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） こちらのほうは既存の住宅老朽化に伴う改修ということで、基本的には何というんでしょう、新たな省エネ化というようなものではございませんで、あくまで既存の部分の改修、修繕という内容でございます。こちらの日の出ですと、今回は外壁の改修という状況でございました。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） ほとんど私の理解では、災害公営住宅のコンクリート製が多くて結露に悩まされるということが一つの特徴だと理解をしております。したがってそういった意味からしますと、底冷えがするとか、あるいは暖房した結果、結露状態で健康状態にも問題が生じるという既存の住宅をさらに直しても意味がないとは言いませんが、ちょっとそれでは芸がないというふうに私は思いますので、例えば林野庁の打ち出している方向は都市を木造化しようというのを一つのスローガンにしているんですよ。コンクリに代わるものとして燃えない、震度も強度も強い、そういう材もどんどん開発されております。そういった意味からすると、やっぱりここはいいチャンスではないのかなと。残念ながら従来からの延長線上での工事を続けても、それはなかなかちょっと宮古市長が宣言いたしましたSDGs並びに脱炭素宣言と全然そぐわない事業になると思いますので、これは強く改善の必要があるということを指摘して次の質問に移りたいと思います。次の質問は、ページでいきますと教育費になるわけでありまして。81ページ、10款教育費、2項小学校費のこれは2目の教育振興事業費2億4,500万円の中の児童通学委託事業費8,642万7,000円、ページ数は81ページの方になりますけれども、ここではスクールバスの運行業務委託6,765万9,000円が計上されております。対象地域も出ておましてイメージがわくんですが、この委託費の内訳、表現を変えますと、委託先は私の理解では県北自動車という翻訳をするんですが、この委託費の内訳についてはどのように理解したらよろしいのかご説明いただきます。6,265万9,000円、後で資料を出していただいても構いませんが、時間があれですので。

○委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） お答えいたします。児童生徒通学委託の状況です。白浜地区1台、田代地区1台、白浜地区は小学校費でございます。田代地区は中学校費ということになっております。あと重茂地区3台、田老地区6台、新里地区4台、そして川井地区7台。更に、牛伏、花原市、根市、1地区1台ということになっております。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 私は勝手にこの委託先を県北バスさんということで表現いたしました。その認識はそのとおりということでよろしいですね。

○委員長（工藤小百合君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） すいません。委託先につきましては、有限会社クボタタクシーさん、東日本交通様、あとリアス観光株式会社様でした。あと岩手県北自動車様、東日本交通宮古営業所、大信運送様、川井交通、そしてリアス観光となっております。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 私のちょっと思い込みと違ひまして、市内の各事業者にこういう子どもたちの通学条件の足をしっかり確保してもらっている事業だというふうに理解をいたしたいと思います。私はその上で、ここは

どうなんでしょうか。その事業費をさらにいい意味で縮小しながら、なおかつ地域の皆さん方がやっぱり子どもたちの通学条件の足を守るという点ではやっぱり新しい事業を組み立てることも必要ではないのかというふうに思っております。そういう意味で私は以前に企画課長さんのほうにも資料を渡した経緯があるわけですが、そのときには多分北上市の例だったと思います。北上市の例は、自動車メーカーがそういうスクールバスを無償で提供して、地域の皆さん方で運転資格のある方が、その車を回すということでは地域のコミュニティバスの一つの具体化がされていると、これ岩手県の話ですよ。そういうことを考えますと、この6,700万円という事業費の中で、今いろいろお名前が出ました事業者の方々が支えているという状況はよくわかりましたが、さらに一步前に行って、やっぱりその地域のコミュニティバスをつくるっていう点からいったら、こういう地域にもその可能性をどう考えたらいいかというのを私は思っているものですから、そこで聞いているわけでありまして。そこで伺いますが、今、私がお話を、質問させていただいている部分に関しては、所管は企画課のほうになります。そこで教育委員会は、学校の子どもたちの通学の足を確保するというところからこういう事業を出しておりますけれども、当然関連するものとすれば、企画のほうで担当している公共交通網の言わば計画にもリンクしてくる部分があるのかなと思いますので、そこでここは俗に言う縦割り行政の弊害を克服するという意味からも、教育委員会としてこの問題について、企画課と連絡協議した事実はございますか。ないかあるかだけ伺います。

○委員長（工藤小百合君） 菊地教育部長。

○教育部長（菊地俊二君） 現段階におきましては、スクールバスを地域バスとを兼ねるといような部分について、具体的に話し合っているという部分はございませんが、ただ市でつくっております公共交通網形成計画においては、それらも含めて検討していくという内容でございますので、今後その分についてはやはり担当課のほうとも話し合うというのは出てくるんだろうなというふうには考えております。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 今のただいまの小林学校教育課長さんのお答えでとしたいと思うわけでありましてけれども、宮古市は部制を導入して久しいわけでありまして。部制を導入した経緯というのは、私の理解はですよ。住民サービスをより早く決定できる。言葉をかえますと、縦割り行政の言わば矛盾、弊害これはある意味解消するために部制を導入する。したがって私は、当時の市長が提案した部制の導入条例には賛成した経緯があります。そうなりますと、そういうふうに機能しているのかという疑問が私には常にあります。それは今ここで議論する場ではありませんが、今お話を伺いますと少なくとも各課ですと、なかなか連携がうまくいきにくいような実態もあろうかと思っておりますので、そこで教育部長、それから企画部長、この部長さん同士がやっぱりしっかりと意思疎通をして、永田町の総務大臣との会食でないですよ。NTTと総務大臣の会食ほどでなくてもいいですから、やっぱり密な連携をとって、これでそれぞれの事業がいい意味で効率的に動き出すように私はしてほしいと思うんですが、これはそれぞれ部長からお答えいただきたいと思っております。教育部長どうでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 菊池企画部長。

○企画部長（菊池廣君） 委員ご指摘の点は、今後の課題と認識しております。新里地区においても、コミュニティバスということで患者バスも交えてやっております。効率的なバスの運行という部分を考えればスクールバスだけだと空いている時間があるとかそういった部分でございますので、これは大分前から言われているんですが、なかなか手がつかなかった部分、ここにつきましてはやはり経費の節減等も考えながら、そういったコミュニティバス、福祉バスみたいな、そういったのが一貫して運行出来ないかというのは、各部各課と協議し

て検討して進めていきたいと考えております。

○委員長（工藤小百合君） 菊地教育部長。

○教育部長（菊地俊二君） 先ほどそのようにお答えしたつもりでございました。いずれこの部分については企画部とも当然連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（工藤小百合君） 以上で8款土木費から14款予備費までの審査を終了します。座席消毒及び説明員入替えのため暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○委員長（工藤小百合君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。説明員の入替えがありましたので確認のために申し上げます。発言及び答弁は一問一答方式でお願いします。発言の時間については質疑、答弁を含め1人20分としますので、質疑、答弁とも簡潔明瞭をお願いします。なお必要がある場合には2巡目まで行います。当局においては場合によっては反問権も認めますのでよろしくをお願いします。それでは、令和3年度宮古市一般会計予算、歳入について審査を行います。発言される方は予算書または説明資料のページ、款項目等特定して発言してください。それでは、発言される方は挙手願います。

○議会議務局次長（松橋かおる君） 長門委員、竹花委員、落合委員、松本委員、加藤委員、田中委員。6名です。

○委員長（工藤小百合君） それでは長門委員、その次は竹花委員です。長門委員どうぞ。

○委員（長門孝則君） 私からはふるさと寄附金、若干これについてお聞きしたいと思います。予算書の30ページ、31ページ、18款1項1目1節の総務寄附金ふるさと寄附金1億8,000万円見込んでおりますけれども、実はここ2、3年、実績とすれば大体1億1,000万円ぐらいの寄附になっているわけですが、今回新年度予算で今までの実績を7,000万円も上回って、1億8,000万円予算計上をしたという、理由とございますか。そういう思いをまずお聞かせをいただきいただきたいと思っております。

○委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） 長門委員からは補正予算のときですか、同じような話をされておりました。それで、この1億8,000万円ですけれども、これは平成29年度にやはり大きい寄附があったことも影響してなんですけれども、そのときは1億8,000万円を超えたというところで、平成30年度から1億8,000万円当初予算で見込んでおりましたところ。我々とするところと確かにそのここ2、3年は1億1,000万円を横ばいという状況、本来であれば前年度の同程度を見込むところだとは思いますが、我々とするところはやはりこの1億8,000万円というところを目標の最低ラインだろうなと。これはなかなかこう下げづらいなあという思いで、まずこの1億8,000万円を最低限の目標として、掲げて、その後2億、3億という形で増やしていければと考えて、当初予算ではこう見込んでおりましたところ。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） 実は私本当は答弁に遊覧船の建造っていうのをちょっと本当は触れて欲しかったなと、そういう思いがあってお聞きしたんです。というのは、遊覧船の建造、今度ふるさと納税を財源にすると。そして、ふるさと納税の活用テーマに遊覧船の建造をテーマに新しく加えるということになってますが。私はそのために増やしたと。そういうふうな思いが私はあるものですから、その辺を課長はどの程度認識しているのかなという思いでお聞きしました。この遊覧船の建造については非常に市民の関心についてもあるし市民が

注目をしています。だから私はねふるさと寄附金を増やすチャンスでもあるんでないかなあと。そういう思いがあったんでお聞きしました。それでちょっと私ホームページ見たら、遊覧船の継続というふうになっていたような記憶があるんですが、継続という表現なんです。私は黙って建造というふうにしたほうがわかりやすいし、予算書でもそういうふうになってますがね、建造という。宮古の人は存続でもなんでもわかりますけども、ただ遠くの方は存続ではちょっとわかりづらいんでないかなと。そう思ってますけども、なので小さいことですけども、その辺はどうですかね。

○委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） 確かに長門委員おっしゃるとおり、令和3年度については建造ということで、その部分の予算が1番メインになってくるかと思えます。我々として、その後のランニングコストといえますか。運営費。その辺も見据えた上でのテーマ設定ということで、遊覧船の存続という名称にさせていただいたところでございます。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） もう一つお聞きしますけれども宮古のふるさと寄附金、ちょっと他市と比較すると少ないんですよね。だから財政課長は少ない理由、どういうふうに考えているのかなと。ちょっとその辺の認識をちょっと聞かせください。

○委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） ふるさと納税の寄附金の低迷している要因ですけども、やはりふるさと納税の寄附金が増える要因としますと、今は返礼品これの充実なんだろうなと思っております。他市のホームページ等も見ますけれども、やはり返礼品の数、あとは品目のバラエティーさといえますか、そういったところで、宮古市のほうは少し海産物といえますか、そういったところに偏っているような部分があるのかなということで、これからは数もそうですけれども、肉とかそういった部分についても広げていけるようにすれば、少しずつは増えていくのかなとは考えております。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） 私の認識はちょっと違うんですけども。確かに返礼品が目的で、そのために寄附をすると、そういう方もおりますいっぱい。ただ私は純粹に、宮古出身の人は、ふるさとのためであれば協力しますと、あるいはふるさとを支援しますと、支援したいとそういう気持ちが強いですよ。これは余計なことですけどもね。東京方面には宮古同郷会もあります。それから、各高等学校の同窓会もあります。私は何回もそういう会合に出ています。同郷会も100人以上集まります。それから高校の同窓会も100人ぐらいは集まるんですよ。そして、私たち宮古にいる人たちが思う以上に在京の皆さんはふるさとのことを心配し、思っています。やっぱりこれに答える必要があるんでないかなと、そういうふうに思っています。そういうことで私は、PRが不足だと。返礼品もそうですけども、そのPR不足がこのふるさと寄附金が少ない理由ではないかなと。私はそういうふうに思っています。だから、そういう在京の皆さんの思い、いろんな会が組織されていますんで、それをやっぱりその機会を捉えてPRをしますと。そういうことが大事でないかなと。これは東京に限らず仙台も盛岡でもいろんな会が組織されて、結構宮古出身の人たちが集まっています。やっぱりそれを捉えてPRすることがこの寄附金の増を図るものでないかなと。私はそういう認識を持っていますんで、ぜひこれからは、今はホームページとかインターネット、これ活用していると思いますけども、ホームページではやっぱり見る人もあれば見ない人もいますよね。だからそのPRの方法を再検討して欲しいなとそういう私は思いがあ

るんですよ。これ総務部長の認識を伺いますかね。ぜひそうしてほしいなと。宮古出身者は、すごくふるさとのことを思っています。それにやっぱりこたえるようにPRして欲しいなと。そのことがふるさと寄附金をこれから増やすことにつながると私はそういう認識を持っているので、部長の認識を伺って最後にしたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋巧君） 長門議員さんおっしゃっている部分、PR不足じゃないかという部分でございませけれども、それもやっていかなきゃならないと思っています。あとその東京のほうの宮古出身の方たちの集まりについてもこちらのほうでも周知はしております。ただそれ以上にもっとそういった地元の人とかいるところにもっとPRしたほうがいいかなというのはそのとおり。足りない部分についてはやっていきたいと思っています。ただ前に松本議員からもこの部分についてご質問あった部分でございませ。ふるさと寄附金の多くもらっている自治体を調査してみますと、返礼品のメニューが多いところがやはり数多く寄附金をいただいているという部分でございましたので、ここについても産業振興部のほうと連携を図りながら、地元の返礼品にふさわしいものをどんどん増やして、魅力ある返礼品にしていくことも大事ななと思っておりますので、長門議員さんおっしゃったそのPRも含め、やっていきたいと思っています。

○委員長（工藤小百合君） 次は竹花委員です。その次は落合委員です。竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 委員長。それでは、予算書の10ページ、11ページ。1款市税で1項市民税についてまずお伺いをしたいというふうに思います。市民税が令和2年度の当初予算比較で2億437万円ほどの現年課税分で、減収見込みの予算になっております。これの大きな要因については、大震災からの復興需要が落ち込んできている。さらには、現在のコロナ禍の影響等々によって、市民税収入の減少が見込まれるこういうことだというふうに思います。非常に大きな減収だというふうに思いますが、これはやむを得ないというふうに思っております。そこで、最初にここに関連を紹介したいのは、3月議会、令和2年度の一般会計補正予算で17号ですが、市民税について1億1,600万円減額補正がございました。うち法人税が4,300万円だったわけですが、その中で税務課長のほうから、言わば本年度を62の事業所が減少といいますか、閉鎖等になっているということの説明がありました。そこで、後日、議会のほうにも、これは製造業の閉鎖法人18社の業種内容が報告をされましたが、1番大きかったのは建設業が18社、そして製造業が18社ということでの説明でありました。建設業については担当者のほうから聞きますと、道路工事等の現場事務所、これらも含んでいるので、これら事務所が撤退をすることによっての減少だということで、市内事業所の建設業が大きく閉鎖しているということではないなということを理解しましたが、資料提供いただいた製造業18社、繊維製造業4社、木材製造業3社、電子部品製造業3社、食料品製造業3社、その他5社となっているわけですが、本年度18社が閉鎖、あるいは廃止をされたというこれは、大きな要因は売上げ不振等でこういった法人が閉鎖、あるいは廃止になっているのか。そこら辺の認識についてまず最初にちょっとお聞きをしたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 製造業の閉鎖法人数18社の内訳でございませますが、1番大きいのは営業所の閉鎖4社、解散した法人が1社、生産終了の届出の法人が2社、吸収合併による解散の届出の法人が1社という状況でございませ。なお補足でございませが、18社の中には、実態がそもそもなかった法人につきまして、調査の上で登録から外した法人がございませ。それが10社ございませ。なのでそれを除きますと、1番大きな要因は営業所の閉鎖という状況となっております。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 営業所の閉鎖についてはどう見ているわけですか。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 私どもとしましては、法人様のほうから受けた届出をもとに課税の処理をしております。なかなかその詳しい内容につきましてはわかりかねる部分ではございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） いずれにしる税務課とすれば確かに課税をする側ですから、実態等については把握していないというふうに思います。問題は地域経済の状況がどうやっぱりこういった法人税、法人市民税等の状況にも影響をしますので、我々とすれば、どういう状況にあるのかなというところをやっぱしっかり把握をしながら、ここは別な手だてをを考えていく必要があるだろうという趣旨で現状がどうなっているかということで、把握が出来ていればということでお伺いをしたところであります。それについてはやむを得ませんので、これ以上お聞きをいたしません。次に固定資産税についてお伺いをいたします。同じく10ページ、11ページの市税、2項の固定資産税でございます。固定資産税については、令和2年度の当初予算比較でいくと、約1億4,500万円の現年課税分で増えているというのが大きなポイントだというふうに思います。土地で1億2,050万円、家屋で2,447万円程度現年課税分で増えると、こういう予算計上になっているわけです。この令和2年度比較をして現年課税分が増収となる要因の一つは、来年度から東日本大震災被災者に対する固定資産税の減免が条例等で廃止提案がされて、ここが一部、全額減免のほうで2分の1減免として継続されるという部分がありますけれども、減免廃止がされていくことによって、固定資産税の税収が増えていくということが一つの要因だというふうに思います。そこで去年の12月議会で課長のほうから減免廃止条例の提案をされた際の説明では、令和2年分の減免額については、1億9,443万円、令和2年度では減免で減収になっています。令和3年度では、減免廃止によってどうなっていくかということ、令和3年度分でいくと951万円分が減免分になる。そこを差引きますと、1億9,443万円の減免分が951万円になるわけですから、この差額はどうかということ1億8,500万円程度の差額になる。つまりその分が単純に行くと令和3年度で増収になる。こういう計算になるわけですが、そういう理解でまず減免の廃止に伴う条文をそういうふうに理解をしていいかどうかと、まずこの点について確認を含めてお伺いをいたします

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 竹花委員おっしゃるとおりでございます。東日本大震災の減免条例の段階的な廃止によりまして、土地と家屋につきましては増収を見込んでございます。土地につきましては約1億から、建物につきましては8,400万円ほどの増収を見込んでいるところでございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 大体そうすると12月議会で説明をした状況で、ここについては固定資産税が来年の数値が増えていくということになります。そこで次の質問なわけですが、約1億、土地で1億、それから家屋で8,400万円、1億8,500万円。この東日本大震災の減免等が廃止をすることによって増えていくわけですが、先ほど申し上げたとおり、令和2年度の固定資産税の収入見込みは1億4,500万円、令和2年度と比較をして1億4,500万円。つまりこの差額が4,000万円程度、減免条例の廃止によって増える分と、それから現実に見込んでいる収入の差が、私の計算でいくと4,000万円ぐらい少ないということに見込んでこの要因は何かということ、もう一方ではコロナの売上げ減少で来年度、中小事業者の事業用家屋、あるいは償却資産等に係る固定資産税の減免2

分の1軽減あるいは全額免除、こういったものが来年度かぶさってまいりますので、それらの影響によるものだなというふうに私自身は判断をいたしております。そういう理解でまずいいかどうかお伺いをいたします。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 固定資産税につきましては、竹花議員おっしゃるとおり、令和3年度は新型コロナウイルスによる軽減としまして、売上げが昨年、連続する3ヶ月で30%以上減少した事業者につきましては、その割合に応じまして、税の軽減を図る制度がございます。対象となるのは事業用家屋と償却資産でございますが、これに基づきまして令和3年度当初予算について見込んでいるところでございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そこでちょっと関係あります17ページ、ちょっと失礼ですが、予算書の16、17ページに、ここで10款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填と特別交付金4億610万円の予算計上がされております。つまりこれは国から、今申し上げたコロナに伴う固定資産税、あるいは都市計画税、この減収を補填する。今課長が説明をした分の予算計上というふうに理解をしておりますが、この4億610万円というのは今、課長申し上げたとおり来年度このコロナの関係で売上げ減少した事業用家屋、あるいは償却資産の影響額、つまりこの分4億610万円、宮古市では固定資産税の影響が出てくるというふうに見えるわけですが、そういうふうに理解をしてよろしいわけでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 特例交付金につきましては、コロナの減免で伴います減収分を補填する交付金でございます。当初予算の算定に当たりまして、コロナ軽減に係る減額分でございますが、事業用家屋での1億3,500万円ほどから償却資産で2億7,000万円ほどの減収を見込んでございます。この算定に当たりましては算定することになる数字がなかなか状況でございました。産業支援センター、宮古市が本年度実施しました事業者への支援補助金、これの割合等をもとに算定した金額でございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 確認をいたします。事業用家屋が1億3,500万円。そして償却が2億700万円、こういう数字だったでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 償却資産につきましては、2億7,100万円の見込みでございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 一応、産業支援センター等の資料に基づいて税務課のほうでは4億円、これでいくとさっきご説明をした4億600万円ほどの減収を見込んで、これが当然国から補填をされてくるということなわけですね。そうしますと、もう言わば本来このコロナ禍等がなければこのぐらい、4億円程度のさらに増収が見込めたと、固定資産税についてはそういう理解ができるんだろうというふうに思います。それはそれとしてもいいわけです。この見込んだ4億600万円について、もう少しやっぱり減収が当初見込んだより小さかった、あるいはもっと増えたという場合は、これは交付金の上限は、当然精算という形になるんでしょうか。そういうふうに考えてよろしいわけですか。つまり見込んだ額よりも減収額が小さかった場合は交付金を返還をする。あるいは当初見込んだ額よりも大きかった場合は交付金が増える。こちら辺の仕組みはどうなっているんでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 具体の減免額につきましては、ただいま令和3年度の当初課税に向けた計算の作業中でございます。交付金の作業のスケジュールにつきましては、まだ国のほうから具体のスケジュール示されてございませんが、多分、当初賦課等の中で決定した減免額をもとに国に申請をして最初3月に精算をするのではないかなと思っておりますが、今後、国の通知等を見ながら対応してまいりたいと考えてございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そしてまだそのどういう仕組みの中で精算になってるか。いずれにしても精算方式をとるのだと、こういう理解でいいわけですね。ちょっと確認の意味でお聞きをします。私が心配してるのは、予算計上したけれどもその結果として当然増減があるだろう。しっかり補填をされるためには、そういった減収額が小さい場合は、当然、何とかそういう実質をしっかり補填されるかどうかという意味で聞いておりますので、それは大丈夫だというふうな理解でよろしいわけですね。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） まず1点は交付金の時期でございますが、国から今示されているものでございますと、令和3年度3月中に交付決定をして交付するという部分でしか示されてございません。多分、その前に当然申請の通知があるかと思えます。これは当然その令和3年度の当初課税を決定した後、数字が出た後の審査になろうかと思えます。また交付金の補填でございますが、昨年の5月の議会のほうでもご質問ちょうだいしましたけれども、補填率につきましては、宮古市は1.5%の超過税率を採用してございますので、国のほうからは今全額補填ということで示されてございますが、それが1.5%になるのか、1.4%になるのかという部分も今後の通知を持って対応してまいりたいと考えてございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） この交付金について私の理解は、固定資産税とあわせて都市計画税も対象になっているという理解です。それは宮古市の場合は都市計画上も含んだ形で固定資産税確保しますけれども、一応そういう理解からすれば、できるだけ1.5%の申請、あるいは請求ということにすべきではないかというふうに個人的には思って、それはそれとして了解をいたしました。いずれにしてもこの4億610万円は宮古市として国に申請をする予定の額だということについては、了解をしたいというふうに思います。そこでもう一度固定資産税のところに戻りたいというふうに思いますが、来年度から東日本大震災の減免等が終了していく。一部は2分の1課税となる。これの課税が増える方々に対して市では一定額以上増額、負担が増額をする納税者には個別に周知をするということもあわせて、昨年の12月議会で説明がされております。今度の15日号の広報を見れば市民の方々には来年度でこの東日本大震災の減免が終了してきますよ。経過措置が入ってますよという形で知らされているようですが、負担が増える個人に対する個別の納税者に対するこの周知については、今どういう形で具体的に進められておりますか。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 個別の通知につきましては、今月中におおむね年税額で1万円以上上がる方につきまして、個別に通知を發出させてもらったところでございます。

○委員長（工藤小百合君） 次は落合委員です。

○委員（落合久三君） 委員長。予算書の14、15ページ。10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金。今、竹花議員も聞いたのはちょっと視点が違うんですが、1節地方特例交付金に2,000万円、説明書きに個人住民税減収補填特例交付金と書いてあります。この意味合いは先ほどの竹花議員のやりとりでわ

かったんですが、ここで言うこの個人住民税ですから、10ページ、11ページの市税個人に関わると思うところだと思いますが、ここで言っている補填特例交付金2,000万円、これは何を原因として減収になった分の補填か。コロナではないと思います。そのところをちょっと説明をお願いします。

○委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） この地方特例交付金の個人住民税減収補填特例交付金の部分ですけれども、こちらにつきまちは国の施策によって、実施される減税措置、これに伴って地方税が減収する。こういったものを補填する内容となっております。具体的には、個人の住民税における住宅取得控除、こちらの実施に伴って、自治体の減収、これを補填するものでございます。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） よくわかりました。それから次に16、17ページ。13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金で2節老人措置医療老人ホーム等入居者負担金2,299万2,000円が計上されていますが、老人養護老人ホーム清寿荘入居者負担金、ホーム等入居者負担金ですが、入居者負担金はこの2,299万円のうち幾らですか。

○委員長（工藤小百合君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） 入居者の負担金でございますが、ここに書いてございますとおり2,299万3,000円となっております。なお、これについては清寿荘だけではなくて、宮古市の住民が、例えば釜石市ですとか大船渡市の老人ホームに入っている分も勘案しまして、全部で53名分の措置費を、53名分の個人負担を計上しているものでございます。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そうだと思ったんです。そうだと思うんですが、非常にざっぱくに2,299万円を50人ちょっとで割り算しますと、40万円ぐらいになるんですよ。全部これは入居者が払うべきお金っていうふうに普通にそう受け止めるんですが、こんなに高いんですか。というのは、二つの施設に入ったりすることはあり得ませんから、例えば落合久三は清寿荘に入ってる。竹花さんは大船渡のそういうところに入っている。そういう人数が50、今言った何人だと思うんですよ。それを単純に割り算すると年間で1人40万円ぐらいもする、月に直せば3万5,000円から4万円になるので、そうかなあと思いながら、いいや、ずいぶん高いなと思っただけなんです。つまり普通の有料老人ホームなんかと違うわけですよ、入っているその施設がね。もう一度確認しますが、2,299万円を単純に入居者、清寿荘だけでなく大船渡、釜石っていうのはそう私も理解しているんですが、割ったのがこの数字、割ればそういう数字になるんですが、改めて間違いないですか。

○委員長（工藤小百合君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） この積算につきましては、令和2年度の令和2年の4月から10月までの7か月の実績の平均で算出しております。はい。ですので、この2,200万円を割ると53割る12で、おっしゃるとおり月3万円、4万円弱ぐらいの数字になるかと思います。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） わかりました。続いて18、19ページの14款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料。ここに市営住宅使用料、災害公営住宅使用料が掲載されております。特に5節の災害公営住宅、ここには災害公営住宅に入居されている人の令和3年度の使用料が1億飛んで750万6,000円というのが計上されているんですが、その関連があるので、22、23ページの国庫支出金2項国庫補助金、4目土木国庫補助金の7節に

災害公営住宅家賃低廉化家賃低減事業が6億7,600万円計上されておりますが、二つをちょっと見比べながらの質問だったんです。災害公営住宅に入居している人が納めるべき使用料は19ページに書いてあるように1億7,750万円納める予定と計上されております。23ページのほうには、低廉化低減事業で6億7,000万円が国のほうから補填。補填っていう表現は正しいか。来ますよと。非常に素朴な疑問ですが、低廉化低減事業という中身はわかっているつもりです。入居して5年間はこの低廉化低減化が続きますから、その分入るべきものが入ってこないために、その分は国が手当てしますよという意味ですが、質問はこの23ページに書いてある災害公営住宅家賃低廉化低減化6億7,600万円が期限が切れれば、この大方の金額は19ページの災害公営住宅使用料に単純にストレートに加算されるものなのかどうか。この点はどうか。

○委員長（工藤小百合君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） ではまず22ページ、23ページの、家賃低廉化低減化事業のほうの6億7,619万6,000円、こちらのほうの内訳をまずちょっとご説明をいたしますが、こちらの家賃の低廉化事業、そしてあとは特別家賃低減事業という二つ分の事業費が載っております。今議員ご指摘の低所得者の家賃を軽減する分、こちらが特別家賃低減事業という部分でございます。いわゆる低所得者の部分の家賃を5年据え置いた後に残り5年で段階的に本来の家賃に戻していくという、こちらの分として今年度はこのうち5,573万7,000円。こちらを内訳として計上してございます。ですので、この5,500万円というのは、低所得者の家賃を軽減した場合のその差額分でございます。そして、18ページ、19ページのほうで、歳入として見込んでおります災害公営住宅使用料、こちらは低所得者におきましては低減後の家賃を賦課した結果、この歳入を見込んでいるという状況でございます。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 低廉化のほうの説明がなかったんですが。

○委員長（工藤小百合君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） すいません、不足してございました。失礼いたしました。6億7,619万6,000円のうちで、家賃の低廉化事業、こちらが金額として6億2,045万9,000円となっております。こちらは、入居者の家賃を低減するための事業ではございませんで、災害公営住宅を建設した市町村に対する維持管理等々に関する補助という意味合いになろうかと思えます。建設費からある程度算定されるべき家賃というのが10何万というような単純に割り返せば大きい数字になるんですけれども、そもそも公営住宅の家賃は低所得者については国が定めた基準に基づく、低減された家賃となっております。そうすると例えば本来、一戸当たり10万円というような家賃であるべきところを3万円とか4万円というふうに公営住宅法で家賃を定めてございますので、この差額分というのが本来市町村の負担となるべきものでございます。これを補填するために、国のほうから家賃低廉化事業として補助金をもらっているという状況でございます。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） だと思っんです。それでこの23ページのほう、もう一度読みますと災害公営住宅家賃低廉化・家賃低減事業ってこう書いてあるために、私が素朴な疑問と言ったように受け止められるんですよ。だから私の意見は家賃低廉化のほうは、ぼつでひとくりにしないで計上したほうが誤解を与えないんじゃないかなって意味だったんです。その点はどうか。

○委員長（工藤小百合君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 大変申し訳ございません。今ご説明したとおりの趣旨とすれば議員おっしゃる

とおりに、ちょっとわかりづらいと、分けるべきではなかったかというご指摘はそのとおりかと思っておりますので、今後うちのほうでもちょっと注意したいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 昼食のため休憩いたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（工藤小百合君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。松本委員、その次は加藤委員です。松本委員。

○委員（松本尚美君） 市税関係は午前中竹花委員がやりとりしましたので、ちょっと別な角度でちょっとお聞きしたいところがあったんですが、そこは避けて予算書の10ページ、11ページの1款市税、3項軽自動車税、まず1目環境性能割。前年度比較でマイナス400万円ということですが、実績に基づいて次年度の、それには実績でもって予算を計上しているのかなというふうに思いますが、この減の理由の分析はされていますか。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 軽自動車税の環境性能割でございますが、これは旧の取得税、自動車取得税でございます。環境性能割につきまして、400万円の減の理由でございますが、昨年度、消費税が10%に上がったことに際しまして、この税率を減額する措置がとられてございます。それが新型コロナウイルスの関係で、税の減免期間が延長になってございまして、その分を見込んで400万円の減としてございます。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） シンプルに軽自動車に関わる、いわゆる新規登録と申しますか、という分が減ったのかなど。これがコロナの影響という理解でよろしいですか。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 軽自動車税の台数そのものは、委員おっしゃるとおり年々減少しているのがございます。ただ平成28年度分以降、いわゆる税率が高くなった部分の登録台数が逆に増加している状況にもございます。今回の減免、減額分につきましては、新型コロナウイルスに伴う減免期間の延長に伴う減と見込んでございます。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） わかりました。その下の2目なんですが、種別割。これは微増という状況ですが、これはどういう理由によるものでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 種別割の増の要因でございますが、先ほどのご説明のとおり、軽自動車の登録台数の総数は減少傾向にございますけれども、税率が高くなる平成28年度以降の登録台数は逆に増加の傾向にございます。これらを見込みまして種別割につきましては増と見込んでございます。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） わかりました。この1目の、ちょっと関連すると思われましても14ページ15ページ。9款環境性能割交付金、1目環境性能割交付金の1目。これがマイナス100万円なんですが、1,500万円ということです。これは交付金ですから、国から来るのかな、県から来るのかな、県なのかな、どうなのか。この交付金の内容についてちょっと中身について説明願います。

○委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。

- 財政課長（箱石剛君） 環境性能割交付金でございますけれども、これは令和元年10月からの自動車税環境性能割の導入に伴って、財源調整のために市町村に交付されるもので、この金額につきましては、県のほうで試算した額を参考に計上したところでございます。
- 委員長（工藤小百合君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） 県で試算して計上するということですが、わかりました。この環境性能割交付金、10ページ、11ページの3項について、これは直接宮古市が市民といいますか。車を買った方からいただく部分ということは理解するんですが、交付金はこれは何か事業に充てなきゃならないってということなんではないでしょうか。それとも一般財源でもう取りあえず何かを使うほうがいいんだと。フリーという意味でしょうか。
- 委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。
- 財政課長（箱石剛君） こちらについては一般財源でございます。
- 委員長（工藤小百合君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） わかりました。では次に16、17ページをお願いします。11款地方交付税、1項地方交付税、1目の地方交付税、18億ばかり6,000万減ということですが、この減の理由をまず説明願います。
- 委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。
- 財政課長（箱石剛君） この地方交付税の1番大きい減額の要因としますと、令和2年度までございました震災復興特別交付税の減額が主なものになります。
- 委員長（工藤小百合君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） なるほど。ここは震災に関わるということですね。そうしますと、人口とかそういった人口減少等々については何ら影響はないと。そして合併算定替ですか。これの影響もないということでしょうか。
- 委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。
- 財政課長（箱石剛君） まず震災復興特別交付税、こちら令和2年度は16億円ほど見込んでおりました。それが令和3年度は1億8,000万円ほどということで、14億円ほど減額になっております。そして今の合併算定替、あとは人口減少、この辺の影響ということで普通交付税になる部分になりますけれども、まず合併算定替につきましては令和2年度で終了ということで、こちらについては令和2年度の算定で合併算定替の縮減が約6.9億円と見込んでおりましたので、最終的に令和3年度は7.5億円、約6,000万円ほどさらに減少ということで、これで落ち着くのかなと思っております。そして人口減少の部分につきましては、これは令和2年の国勢調査の人口を来年度から用いることになるんですけども、震災後特例措置が講じられておりましたけれども、それが一定程度継続されるという情報は得ておりますけれども、そういった意味では人口減少も若干の影響はあると見込んでおります。
- 委員長（工藤小百合君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） わかりました。合併算定替えが基本的額とすれば、大きいかなあというふうに思いますし、だとするとこの見合いの部分はどこでどうするかっていうのが課題かなというふうに思われます。まずわかりました。次に22、23ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金の4目土木費国庫補助金です。ここ3節に地域エネルギー推進費なるものが計上されています。1,000万円。脱炭素でレジリエントかつ快適な地域づくり、これはどういう内容の補助金なんですか。
- 委員長（工藤小百合君） 三上エネルギー推進課長。

- エネルギー推進課長（三上巧君） こちら環境省の補助金になりまして、令和3年度に策定しようとしております再生可能エネルギー推進計画のための事業に充当しようと考えております。
- 委員長（工藤小百合君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） あわせて、この交付金が何にどう使われるのかなという質問を予定していましたが、そこに使われるということで、これは交付金の額が1,000万円なんですけど、この額についてはもうこれは定額ということでしょうか。この申請の仕方によっては、増えるというものなんですか。
- 委員長（工藤小百合君） 三上エネルギー推進課長。
- エネルギー推進課長（三上巧君） はい。こちらの環境省の補助金ですが、定額の補助金で上限が1,000万円となっております。
- 委員長（工藤小百合君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） 上限いっぱい今回見ていただいたということですね。とすればこれはこの単年度の部分なんですか。複数年度に渡って交付されるというものでしょうか。
- 委員長（工藤小百合君） 三上エネルギー推進課長。
- エネルギー推進課長（三上巧君） こちらは単年度で1,000万円を予定しております。さらに、令和4年度につきましても別な補助金といいますか。また申請していきたいというふうに考えています。
- 委員長（工藤小百合君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） この再生可能エネルギーを宮古市は積極的に進めていくということですが、全体的には再生可能エネルギー導入に関わって、国のメニューといいますか、この補助メニューといいますか、ほかにもあるということでしょうか。それともここを切り口だけであとは何らないということなんですか。
- 委員長（工藤小百合君） 三上エネルギー推進課長。
- エネルギー推進課長（三上巧君） 再生可能エネルギー事業に係る国の補助金というのはこのほかにも様々あるというふうに承知しています。来年度はまず計画策定ということで、こちらを充当しますが、具体的な事業等が決まってくればそれぞれ充当できる補助金は充当していきたいというふうに考えています。
- 委員長（工藤小百合君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） わかりました。ぜひそこはパッケージとして、どういったメニューでどう対応していけるかっていうのも一つの課題ですし、割合といいますか、補助割合といいますかね。それを持ち出しの分がどうなのかっていう部分も当然あるかと思われましてから、ここはもう少し我々も勉強させていただき資料なり提供していただければありがたいなというふうに思います。どうでしょうか。
- 委員長（工藤小百合君） 三上エネルギー推進課長。
- エネルギー推進課長（三上巧君） 取り組む内容によって使える補助金というのはいろいろあると思いますので、提供できる資料につきまして提供したいと思います。
- 委員長（工藤小百合君） 松本委員。
- 委員（松本尚美君） わかりました。それでは予算書の30ページ、31ページになります。17款財産収入、2項財産売払い収入、1目の不動産売払い収入が337万9,000円が1節になりますけども予定をされてます。私は以前にも提案をさせていただきましたが、やはり使わないんですね。公有地を積極的に処分してそして財源として活用していくということなんですけど、まずはこの337万9,000円を計上しているのはどこを売り払うんですか。
- 委員長（工藤小百合君） 菊池契約管財課長。

○契約管財課長（菊池敦君） この売払い収入の今回の予算要求の金額の算定ですけども、これまでの実績をもとにして積算しております。特定の財産について計上したものではありません。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） なるほど。それにしてはかなり具体的な数字を入れてありますね。ということになれば、私がちょっと提言もさせていただきましたが、内部的にはほとんど遊休地といいますか、公有地。これらをどう活用していくかということはほとんど検討されてないという理解でよろしいんですかね、これ。部長どうですか。

○委員長（工藤小百合君） 中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋巧君） この公共施設等につきましては、一般質問でもありましたけども公共施設等総合管理計画の中で検討してございます。現時点でこの活用するっていうのが普通財産になるんですが、これが大体53施設ございます。民間等への公募っていうので廃校舎が5つ、あとは有償貸付けとか無償貸付け、あと倉庫等で活用はしてるんですが、現在その総合管理計画の中で、各部で令和7年度が公共施設再配置計画の第1期計画の目標年度になりますので、その間にどうするかっていうのは毎年1回本部会議を開いて協議をしてございます。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） そうしますと、令和3年度に限ってなのかもしれませんが、ほとんど積極的に売り払って、そしてその資金を活用して、別途スクラップアンドビルドじゃないですけども、財源手当てをしてやっていくという意思も何も感じないんですけども。感じないですね。これはどう理解すればいいですか。

○委員長（工藤小百合君） 中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋巧君） 松本議員がおっしゃっている、結局要らない分については売り払って、財源にしたほうがいいんじゃないかという部分だと思うんですが、そういう考えも一つあると思います。あとは資産を売らないで貸付けてそのお金を取っていくっていう方法と二つあると思うんですよ。何でもかんでもその全部売り払って、資産をなくすということじゃなくて、資産を持ちながらも貸し付けるっていう方法もあると思うんで、この二つの選択の中で、考えていかなきゃならないかなと思ってございます。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） そうしますと貸付けということになれば、28、29の17款財産収入、1項財産運用収入、1目の財産貸付け収入に関わるわけですね。土地貸付け1節でありますけど、建物とか住宅とかがありますが1番大きい金額が3,685万1,000円というのが歳入で見込まれてはいますけども、これはすいません、前年度と対比して、部長が今力説されるように貸付けもあるということであればこれは増えているということですか。

○委員長（工藤小百合君） 菊池契約管財課長。

○契約管財課長（菊池敦君） 市有地の貸付け収入でございますが、復興事業の終了に伴いまして、令和2年度で貸付け終了する予定のものが11契約ございます。その分が520万円ほどの減額となっておりますので、予算要求は減額の要求になってございます。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） そうしますと今部長が力説された、売るだけじゃない、貸すんだと。そこに何年も数字的にも努力しているっていういいですかね。積極性といいますか。それらは何ら感じられないんですけども、貸しつけるにしても売りにしても、この財産をどうお金にかえて、そしてそれをどう生かしていくかということが、

私はやっぱりもっと積極的にやるべきだと思うんですね。だからもうピックアップして、計画で云々という話、じゃこれいつまでにどうするんだっていう話になりますね。これは県も国もそうかもしれませんが、地域にある、それは国の場合、全国に散在していますし、県は県内全体でしょうし、それぞれがやっぱり大きい一つのテーマとして捉えて、積極的にどうするかということはどう進めているはずですよ。だから、そこはエネルギーも何も感じないんですよ。だから部長が今力説して言っている、売るだけじゃない貸付け、いずれにしてもどう活用するかっていうことを、これはもっと積極的に広報等でもいいですし、ホームページでもいいですけども、早くどうするのかを、売れるところを貸付けできるところをどんどんPRしてアピールして生かすべきだというふうに思いますね。それはどうなんですか。

○委員長（工藤小百合君） 中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋巧君） 私も松本議員おっしゃったとおり、やはり売り払ってお金にできる部分については早急に対応すべきだと思っています。あと、廃校舎等についても、総務常任委員会のほうからも要望と提言を受けてございます。ただ我々がそういった利活用とか、そういった部分についてなかなか議会のほうにもう少し説明をしておけばよかったなという反省の部分はございます。これからについてもそういった利活用も含め、売払いについてもできるだけ情報等を上げながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 時間がないのであれですが、いずれ廃校舎の活用にしてもまず総務でいただいた回答はゼロ回答と受け止めています。だからこれはもっとマジに積極的にやらないと時間だけ経過しちゃう。そのように指摘して終わります。

○委員長（工藤小百合君） 次は加藤委員、その次は田中委員です。加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） 委員長。10ページの1款2項の固定資産税のところだったんですが、午前中に竹花委員から詳細な質疑があつてそれで大体理解いたしました。それで、令和2年度に全額減免の固定資産は3年度は2分の1減免になって4年度は全額課税されると。令和2年度は2分の1減免のところは、3年度は全額課税になるという周知文書が既に送付されております。それで先ほど竹花委員からの質疑の中で、具体的などれくらいプラスになったのかっていうことまで課税明細書を送付するときにあたって、それも詳しく説明の文書を入れるっていうことですか。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 東日本大震災の減免の終了に伴いまして、税額が令和3年度に上がる見込みの方々につきましては、加藤委員ご指摘のとおり3月に通知のほうを発出させてもらっております。ただその具体の課税につきましては、4月の納税通知書でもってお知らせをするということを考えてございます。現状におきましては、4月にお送りする課税明細書と昨年度の課税明細書を比べていただいて、増額分のご認識をさせていただこうかなと考えてございます。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） 私の感想というのかな、考えですけども、こういうふうに減免制度がなりますよっていう先日送付いただいた文書だけで特別に課税明細書を送付いただいたときに、これくらいの金額が上がるとか何とかっていうことまでは、やらなくてもいいのかなっていうのは私の感想でありまして、減免制度がもうこうなります、廃止されました、ということが先日の送付いただきましたので、それだけでいいのかなっていう私はそういうふうに思うんですけども、それはそれとして、それで別な質問になるんですが、区画整理事業を

やっただいて整備された宅地。特に宅地があるんですが、それが使われてない宅地が結構銚ヶ崎地区、田老地区でもあるんですが、その宅地についての課税はどういうふうになっていますか。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 土地につきましては固定資産税そのとおりなんですけども、現況の課税ということでございます。宅地あるいは雑種地等々につきましても現況を確認した上で、課税をしているという状況でございます。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） 宅地じゃなくて地目が雑種地っていうところもあるんですか。区画整理事業やって、元が宅地だったところを、区画整理事業でそれに震災前の面積に応じて、割当てられたところの宅地なんですが、それが現況が何か雑種地っていうことで、地目が雑種地っていう評価のところがあるんですか。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 基本的には、登記簿の通りの現況で課税いたしますので、土地区画整理事業等で宅地になった分につきましては宅地で課税になっておるものと認識してございます。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） さっきの税務課長の話だと雑種地は雑種地での課税っていうようなお話もあったんで、あれっと思って聞いた次第です。それで評価額でもってのあれですよ、課税をそのまま減免も何もしないでいただいているっていうことですか。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 基本的には評価額がでございます。評価額から課税標準額を算定しまして、それに税率を掛けたものが固定資産税ということでございます。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） 区画整理事業で整備した、もう一度申し上げますけども、区画整理事業で整備していただいたところに建物が建っていない、宅地に建物が建っていないところの遊休地についても減免も何もない形で課税しているっていうことですか。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 区画整理事業で整備をされた宅地につきましては、例えばその東日本大震災で、もとの所有地を被災された。その代替として、土地区画整理宅地を取得されたという場合には、震災に係る代替特例という軽減制度ございますので、必ずしも価格イコール課税標準になっていない部分もあろうかと思えます。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） 軽減制度があるはずですよ。適用しているところがあるはずですよ。

○委員長（工藤小百合君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 宅地の課税につきましては先ほども申しましたとおり、地方税法のほうにおきまして、軽減措置を適用している土地もございます。その個々の土地の状況によって、これはちょっとどこがどうというふうには出ないですけど、土地の場所によりましては、その軽減制度が適用になっているという措置もあるということでございます。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） 震災の復興のためにかかったお金の財源ですが、所得税掛ける0.325だったかな、の特別に震災復興のために使ったお金については、国民等しく所得税納付者はかかっている方については、本当にありがたいことにいただいた形で、復興財源として使って2.4。ちょっと正確なところ忘れましたが、いずれ0.幾らの税率でもっていただいて、それを充てて復興していただいております。それで区画整理事業を今申し上げているところなんです、宅地、そのまま何も建てられない、利用されない形ですと行くっていうのはやっぱり今申し上げたような税金をいただいで整備していく中で、何か私はそれでいいのかなっていう思いがありまして、やっぱりこれは使うように誘導すべきなのではないのかなと思っております。いわゆる流動化策を考えるべきじゃないのかなと思っております、そのことについては、どのように考えていますか。

○委員長（工藤小百合君） 藤島都市整備部長。

○都市整備部長（藤島裕久君） 区画整理事業所管は当部でございますので、私のほうからお答えしたいと思います。委員ご指摘のとおり、土地区画整理事業終了後もまだ利活用されてない土地というのも見られるわけでございます。そこにつきましてどのような土地利用が図っていけるのかというふうなことについては、我々も土地所有の方からご意向を伺ったり、そういったことで利活用したいとか、当面の予定がないとか、場合によっては売払いも考えるといったようなご意向を伺った上で、少しでも土地利用が図られるようにというふうに取り組んでおるところでございます。ただ、なかなかご指摘のとおり思うように進んでないと思う実態でございますけれども、今後も継続してそういう働きかけといたしますか、取組をしていきたいと思っております。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） いずれにしても利用されない形ですとこう空いたばかりっていうのは、私から見れば鎌ヶ崎にしても田老地区にしても寂しい感じがいたします。それで利用を進めるためのやり方、政策っていうことを私は考えるべきなのではないのかなっていうふうに考えていまして、例えば一つは課税をちょっときつくする。1,000分の15のところを幾らかプラスするとか、また、土地取引のときのこれは減税になるのかな。その辺の優遇策を提案していくとかっていう形でもって、市のほうの施策として県も関わってくると思うんですが、利用を進めるようなことをぜひ考えていただきたいなと思つての質問をさせていただきました。それで先ほどの藤島部長の答弁で了としたいと思つておりますのでよろしくお願ひしたいと思つてます。委員長。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） その次に16、17ページなんです、失礼しました。これも先ほど竹花委員が詳しく聞いたところですね。新型コロナウイルス関係のところはこれも聞いたところですね。14、15ページなんです、5款の1番上の1項の株式等譲渡所得割交付金、2,200万円ですか。20%の減としているんですが、この見込んだ理由はどういうことでの見込みですか。

○委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） この株式等譲渡所得割交付金、このほかの交付金もそうなんですけれども、基本的には市単独で見込みが立てづらい、こういった交付金につきましては国の地方財政計画、こちらの伸び率等を参考にして計上しております。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） なんて言いますか。お金が、金余りの中で、株式市場は活況を呈しているっていうふうには評価されているところが金額とすればね200万円であ少ないんですが、パーセントからいくと20%の減とするっていうのはどうなんだろうなっていうような思いがあつて聞きました。株の売買だけではなくて配当も多分そ

うだと思うんですが、所得税として国に入るのが、15%プラスさっきの復興税のところ、それから地方に来るのが5%ですから、5%の課税のされた分が当該自治体に来るっていうような計算になるんじゃないのかなと思うんですが、それでこれ前年度1,000万円と見込んでいたところが少なくなったっていう見込みから、今年度はこの20%減としたのかどうかっていうところなんです、先ほどの説明ではちょっと私は納得が出来なかったんです。現況の経済の動向、特に株式経済の動向っていうことを考えれば、活況を呈してるっていうことを考えれば、これは減額すべきだったのかどうか、どうなんだろうなと思った次第であります、もう一度ご答弁をお願いします。

○委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） この株式等譲渡所得割交付金、こちらは株式などの譲渡所得に係る源泉徴収のうち、県の税金である県民税、株式等譲渡所得割の一部が交付されるものでございます。収入額から徴税相当額1%を控除した額の5分の3、59.4%が交付されるもので、平成30年度は875万円が宮古市に、令和元年度492万5,000円でした。そして今年度令和2年度の現段階での見込みですと、大体1,000万円当初予算見込んだんですが、800万円程度と見込んでおります。国の地方財政計画では確かに伸びる見込みとはなっておりますが、過去3年の宮古市の交付額を勘案しますと、あまり大幅な増額は見込めないということで、今年度の見込額と同額が800万円としたところでございます。

○委員長（工藤小百合君） 加藤委員。

○委員（加藤俊郎君） 地方税の部分が私の勘違いで5%分直接市のほうに来るのかなと思ったら県のほうにもとられる、とられるというのは失礼ですけども、県税としての部分があって、それから市のほうに来るっていうことですね。了解しました。終わります。

○委員長（工藤小百合君） 次は田中委員です。はい。田中委員。

○委員（田中尚君） 私は19ページの中の14款使用料及び手数料の中の1項使用料6目の土木使用料、ここには2節市営住宅、それから5節災害公営住宅等々こういう公営住宅に関連した収入家賃が計上されておりますけれども、この部分に関して質問をいたしたいと思っております。一つには市営住宅、市営住宅の1億4,187万2,000円ありますが、その下の部分、滞納繰越し分854万2,000円。同じく災害公営住宅使用料滞納繰越し分291万8,000円。これは毎年度こういう形で、住宅使用料を滞納されている方々の計画的な分納も含めて毎年度計上されているという理解なんです、今回市営住宅ですと854万2,000円。災害公営ですと291万8,000円。これの金額の中で、おおむね何世帯の方が滞納分の繰越しとして、市営住宅を例に挙げますと854万2,000円の場合には、おおむね何世帯が分納に基づいて納めているという理解するんですが、これ何世帯が該当しておりますか。滞納の繰越し分として納入を見込んでいる部分ということを伺います。

○委員長（工藤小百合君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） お答えいたします。滞納の繰越しの分につきましては、日々ちょっと数字が動いているものですから、今現在の滞納者数全体でいきますと、人数といたしましては、市営住宅で127名。そして災害公営住宅ですと60名ほどと把握をしてございます。こちらは滞納繰越し分も、そして今現在一部遅れている方等々の分もちょっと含んでいる人数ですので、日々動くという状況でございます。あとこちらの予算のほうの要求額なんですけれども、滞納繰越し分こちらの予算につきましては取りあえず10月現在の調定額をもとにいたしまして、大体収納率等々を見越した形で、見越した収納率を掛けての滞納繰越額というふうに算定をしてございました。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） そうしますと実績に基づいての調定額、さらにはそれに一定のパー率を掛けた予算計上という答弁でございますが、私が聞いている部分の何世帯分ですかということについてはそうするとお答えが出来ないという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 数字としては出ているんですけども、すいません手元の表でちょっと現年分と滞繰分とちょっと分けてなかったものですから、数字については後ほどちょっとご報告させていただきたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 了解いたしました。その上で、実は債権放棄という事態が今年度から行っております。とりわけ大きかったのは住宅家賃の滞納分ではなかったのかなという記憶があるんですが、そのときに議論になったのは、連帯保証人という存在ですよね。私が問題にしたいのは、その実際入居の際には、これまでは連帯保証人がないと入居出来ないというのが言わば窓口段階での対応だったように記憶をしております。昨年、一昨年あたりから、必ずしも連帯保証人を立てるのが困難な場合には、必要要件としない、簡単に言うと連帯保証人の要請はなくてもいいですよというふうに改まってきているというふうには理解しているんですが、それに関連いたしまして、市営住宅の使用料、それから滞納も含めて、連帯保証人の方が実際に負担されてる実績はどのように理解したらよろしいのか伺います。

○委員長（工藤小百合君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 滞納者に対しましては、催告書を送りながら、あるいは電話等々でご連絡をして納付を促すという形でございます。ご本人さんに当然催告等々を行いながら、状況によっては連帯保証人さんのほうにお声がけをして、納付の指導をいただいたりという状況もございます。ただ、現状ちょっと見ていきますと、やはり入居が長くなっている方が滞納した場合ですと、高齢に伴って連帯保証人さんが亡くなっていたりとか、あるいは事情をお聞きすると名前を貸しただけだよ、みたいな形で、なかなか密接な取組をちょっと取っていただけないというような状況もございます。必ず保証人になっていれば納めていただけるかというところではないところもございますが、必要に応じて保証人さんのほうにも連絡を取ったりしながら、できるだけ収入をするように心がけているところでございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 私の聞いているのは、住宅家賃の納入実績、それから滞納の納入実績の中で連帯保証人になられた方が実際に負担されたケースがあるんですかということを知りたいと思っておりますし、仮にあるとすると、それはどんなふうな状況になっておりますかということを知りたいと思っております。

○委員長（工藤小百合君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 細かい件数等々は、すいません、手元に持ってございませんけれども、保証人さんのほうに納めてもらったという状況もございます。過去には親御さんが保証人になっているというような場合ですと、そちらに連絡をして納めていただいたというような状況もございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 課長さんのお答えの中に名前を貸しただけっていう方もいたということで、言わばそういう申出を了承したかのような、そういうふうな対応に理解できるお答えをいただいているわけなんですけども、

ちょっとこれは私は通らないと思うんですね。例えば窓口として、連帯保証人の要件の場合には、所得証明とか、少なくともその申込み者と同等程度の支払い能力のある方でないと連帯保証人としてやっぱり用をなさないわけですね。仮に支払い能力がなかったにしても、連帯保証人としてなった以上は法律的にはやっぱり責任を問うというのはこれは法的に当たり前のことであります。結果として、支払い能力がないから、連帯保証人に債務の弁済を求める。この場合ですと、家賃の納入を催促するのは困難になるかもしれませんが、少なくとも連帯保証人というのはそういう甘いものではないというのが私の理解であります。したがって、どの程度窓口ではそういう今までの話ですよ。窓口では連帯保証人は立てられないために申込みも出来なかったという方も以前にはあったわけですから、そういうハードルのもとで連帯保証人を立てて、なおかつ実際に入居された方が家賃の支払いが滞ったときにしっかりと連帯保証人の方に求めるような対応をやってきたんですかっていう問題意識がちょっとあるもんですから、実績としてどういうふうな到達点ですか、ということで聞いておりますので細かな数字に触れることですので、後でということでは理解をしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 連帯保証人に対する対応というのはもう議員おっしゃるとおりの状況でございます。市としてもそのように取り組んでいる状況ではございますが、つい先ほど現場の実態のほうのご回答のほうに先に立ってしましまして少し誤解を与えたかもしれません。申し訳ございません。市としても議員おっしゃるように対応しております。これからもしていきたいと考えてございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 了解いたしました。そこでもう一つの問題、今災害公営住宅に入る方、東日本大震災以前の阪神淡路大震災のときにも、あのときには1番問題になったのは、せっかく助かった命を自ら公営住宅に入った後に自分で命を絶つという痛ましい状況が続いたと。東日本大震災で1番警戒しているのがその部分だったわけでありまして、そういうときにこの家賃の負担が大変で、出て行かざるを得ないという事例も私も何人か聞いているんですよ。今のやつですと、例えば5年経過をすればもうだんだん上がっていくと。これ全国的な問題になっておまして、この問題に関して言いますと一つの家賃対策とすれば、陸前高田市で実施しておりますけれども、みなし特定公共賃貸住宅制度というのがありまして、これは通常の住宅料金をいただくのではなくて、こういうもとの比較的入居者が引き続き入居されるような家賃をいただいている制度もあるというふうに理解をしているんですが、これは宮古の場合には検討されたのがあるのかなのか、ちょっとその点について伺います。

○委員長（工藤小百合君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 宮古市の場合ですと、災害公営住宅に入居している方の家賃、こちらの軽減ということですが、午前中にもちょっとお話が出ました。特別家賃低減事業、こちら国の補助金をいただいて実施しているものでございます。災害公営住宅ですと535件入居してございます。低所得者と言われる層の方が大体全体ですと、いわゆる93.5%ぐらいが通常の公営住宅の入居要件を満たしている方、そして収入が多い方、こちらの方に対しては法で定める家賃よりも割増しの家賃をいただくという形でこちらの方が6.5%いらっしゃいます。この6.5%の方、いわゆる低所得とはちょっと言い切れないのかなという方に対しては割増しの家賃をかけるわけなんです、この割増しの家賃というのが建設費から算定される家賃になるんですが、この建設費から算定される家賃が高過ぎるということで、県内で割と一律に上限額を定めて、上限を打ち切ってそ

ここで割増しの家賃を算定していくという方もございます。そして低所得者の中でも、特に収入の少ない方を対象に特別家賃低減事業を実施しているわけですが、こちら午前中にもご説明しました5年間、通常の家賃よりも低い額に据え置いて、そして残り6年目から10年目までに段階的に本来あるべき家賃に戻していくという考え方でございます。こちらの方が全体の67%ぐらいの方がこの制度で家賃を減免されているという状況でございます。今現在宮古市としてはこの減免を行っているという状況でございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 私が一つの例として陸前高田市という自治体の固有名詞も挙げて、なおかつその制度とすれば、みなし特定公共賃貸住宅制度ということで、それに即した入居されている方もこれなら生活していけるということも可能ですよ、ということでお話をしたつもりですので、宮古市ではそれを検討したんですか、という質問でしたが、ちょっと違った意味のお答え説明いただいているなというふうな理解をしております。そこで、あまりこれ展開すると歳出のほうにも展開、波及していきますので、今公営住宅に入居されている方のほぼ半分以上前後の方が独り暮らし高齢者、収入の源は例えば高齢者ですともう年金しかないとかね。そういうふうな中ですから、これはいわゆる低所得者に該当しますんで、そんなに心配することはないのかなと思うんですが、問題は公営住宅の中でのそのコミュニティの支援という部分で、社協さんのほうから支援を配置してもらっているというのがありますが、1番いいのは、自治体にやっぱりしっかりとしたそういう活動ができる方、残念ながらそういう方々がやっぱり家賃の負担に耐え切れなくて出ていかざるを得ないという実態があるので、そういう意味で始めているのが陸前高田市のさっき紹介した制度ですので、これ何がいいかといいますと、やっぱり自分も公営住宅に入居して、入居者の皆さん方の支援、場合によったらコミュニティ、その活動ができるのは、こういう表現が妥当かどうか別にしまして、いわゆる高齢者世帯ではなくて、真ん中世代子どもも育てられる。中高年の世代の方々がちょっと奥さんも働いたりすると、もうとても払っていけなくなるっていうのはここが1番の隘路になっていますので、そういった意味では家賃収入の設定の仕方も含めて、本当に公営住宅で入居されている方々がコミュニティも、それから日常の連絡も安心できるようなそういう生活環境に即した家賃体系も、私はしっかり構築してほしいというつもりで聞いておりますので、ここは要望にとどめたいと思います。そこで次の質問に移ります。ページ数は31ページ。17款財産収入、1項財産運用収入の中の株式配当金が343万7,000円という数字が提案されておりますけれども、今日本の株式意識は、3万円の大台に乗ったということで、非常に貧富の差が広がっているということが指摘をされております。私たちがみたいに貧しいひざかぶしかない方は、全然その恩恵には与ることが出来ないわけでありまして、一方においては、やっぱり株をお持ちの方はですよ。この配当が非常に見込めて、なおかつ売り抜くことによって利益が得られるという状況で、さっき加藤議員が触れた部分にも関連しますけれども、参考までに今年度343万7,000円計上されておりますけれども、これの1番大きな配当金、配当先はどこになりますか。岩手銀行かな。固有名をちょっと上げますけれども、343万7,000円の言わば宮古市が出資しております企業からの配当金の内容についてご説明をお願いしたいと思います。企業名を出さなくてもいいです。

○委員長（工藤小百合君） 菊池契約管財課長。

○契約管財課長（菊池敦君） 株式配当金で1番多いのは、配当金で114万8,460円になってございます。中央魚類株式会社の分でございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） そうしますと次の質問、今のこれ配当金とはまたね、ちょっと違うとは思いますが、あ

くまでも宮古市が出資した事業体の言わば収益の結果によって株主の方に配当するという、そういうものですか。これは増えていますか。減っていますか。変化ありますか。

○委員長（工藤小百合君） 菊池契約管財課長。

○契約管財課長（菊池敦君） ここ数年は横ばい状態という認識でございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） そうしますと、宮古市が出資をしております配当金収入に関しては、今の菅政権ですけども、安倍政権から始まりましたアベノミクス、言葉をかえますと株式投資に伴う利益は見込めていないと、そういうふうに理解するんですがそれでよろしいでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 菊池契約管財課長。

○契約管財課長（菊池敦君） 現状であれば、そのように認識してございます。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 最後になりますが、35ページ。同じく21款諸収入、4項雑入の中の3目雑入ですが、この中に太陽光売電収入134万4,000円というのがございます。これの内容について以前にもちょっと説明を受けた記憶がありますがけれども、改めて認識を正確にする意味でご説明をお願いいたします。134万4,000円の内容についてのご説明をお願いいたします。

○委員長（工藤小百合君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） こちらの売電収入ですが、現在公共施設に設置しております太陽光発電施設の売電収入になりまして、各課にまたがっております、消防対策課であるとか生涯学習課、公民館、教育委員会総務課、保育所等の売電収入で令和3年度は134万4,000円というふうに見込んでおります。一つ一つ言ったほうがよろしいでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 田中委員。

○委員（田中尚君） 各課にまたがってるっていうお答えでしたので、それらを全部合わせて太陽光発電収入ということで134万4,000円ですということに理解しますので、それでよろしいです。これはおっしゃったように市の公共施設の中に太陽光を乗っけてそれを売電していると、その収益だというふうに理解するんですがそれでよろしいわけですね。

○委員長（工藤小百合君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上巧君） そのとおりでございます。

○委員長（工藤小百合君） 菊池契約管財課長。

○契約管財課長（菊池敦君） すいません。先ほどの株式配当金の訂正をさせていただきます。配当額が1番多いのは岩手銀行で122万2,910円でございます。

○委員長（工藤小百合君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） 先ほどの田中議員のご質問で19ページの滞納額の滞納者の内訳についてご報告させていただきます。市営住宅の滞納者127名と申し上げました。このうち現年分と滞繰分が混ざっているんですけれども、滞納分としては88名という状況でございます。そして災害公営住宅ですが、60名中滞納繰越しの対象者は30名でございます。

○委員長（工藤小百合君） 一巡目が終わりました。二巡目に質問のある方挙手願います。はい。竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） それではすいません。二巡目で質問をさせていただきたいと思います。質問は、予算書

14ページ、15ページの7款地方行政交付金の関係が一つ、それから二つ目に地方交付税の関係をお伺いをしたいと思います。3点目は、28、29ページの県支出金の関係で、委託金など事務移譲交付金、県の事務移譲交付金の関係について、この3つを予定しておりますのでよろしくお願いを申し上げます。最初に14ページ、15ページの地方消費税交付金であります。ここでは前年度比較をして地方消費税交付金が増えております。予算説明資料で議論したほうがいいのかなど。予算説明資料の15ページをちょっとお開きください。説明資料の15ページでは地方消費税交付金の使途ということで、社会保障財源に使われる。そういったことを踏まえて説明が書かれてあります。上段にありますように、令和2年度は11億6,900万円が、来年度は13億1,400万円、1億4,500万円の地方消費税交付金が増えるということになるわけであります。ちょっと私もこれ何で増えているのかなあといろいろ考えてみましたが、よくわかりませんでした。単に配分額が変わってきているのか、地方消費税自体が増えているのか、あるいは社会保障費に使う、社会保障費が増えることによって交付金が増えているのか、ちょっとそこら辺がよく理解出来ませんでしたので理解を深める意味で、まず最初にお伺いしたいのは、1億4,500万円交付金が増えておりますが、この理由についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） この地方消費税交付金の増額の理由でございます。予算説明資料の15ページのほうでご説明したいと思います。令和2年度一般財源分ということで6億7,200万円。社会保障財源分いわゆる消費税増税の部分が4億9,700万円、合計で11億6,900万円と見込んだところですけれども、現時点予算編成する時点で、今年度の決算見込みといたしまして、大体一般財源化分を6億円ほど、そして、社会保障財源化分を6億7,000万円ほどと見込んでおります。合計で12億7,000万円ほどと見込んでおります。そうした上で国の地方財政計画、こちらのほうで一般財源化分、こちらについては、マイナス1.8%、そして、社会保障分についてはプラス7.1%ということで全国的には見込んでいます。そういった国の地方財政計画の伸び率、あとは今年度の決算見込み、これを勘案しまして計上したところでございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすると結論を申し上げると地財計画等々に基づいて、一応交付金を見込んで今課長からお話があったように、ちょっと私もこの15ページの資料を見て、一般財源分と社会保障財源化分、かなり令和2年度と令和3年度変わってきているので、これもしかしたら社会保障財源分が何%というふうに決まってるのかなというふうな思いもしたわけですが、今課長のほうからは新年度では社会保障財源分を7.1%見込みなさいと。増ですね。そういうふうに見込めということなので、令和3年度では7億2,400万円の社会保障財源化分になったと。一般財源分としてはマイナス1.8%見込みなさいということで5億9,000万円。そういうことを見込んでいるという状況ですから、そうすると基本的にはこれは地財計画等に基づいてだと。そしてその地方財政計画でもその社会保障財源として使う部分、あるいは一般財源使う部分はある程度指定をされてくるというかそういうふう理解してよろしいわけですね。

○委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） 地方財政計画上も分かれて伸び率を示させていただきます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） それについては了解をいたしました。次に16、17、地方交付税の関係でございます。先ほど松本議員のやりとりもございました。ここでちょっと二つの点をお聞きしたいというふうに思っております。

す。確かに新年度の交付税の地方交付税の大きな特徴の一つは課長申し上げたとおり、特別交付税が震災復興等の関係で大きく減額になっているというのが特別交付税が大きく減額をしているということが一つであります。そこで特別交付税については、そういったことに理解をするわけですが、普通交付税はどうなっているかというふうに見てみますと、令和2年度当初予算と比較をすると、3億4,000万円ほど普通交付税も減額になっているというふうに私自身は見ております。そこでご案内のように普通交付税については、基準財政需要額と収入額との絡みの中で言わばちょっとこの地方自治体の財源不足が幾らあるのかということが基本に交付税が算定をされてくると。令和3年度、じゃ収入と需要額の見込みがどうなっていくかって考えると、当然収入はコロナの関係等々もあって、大きく収入は来年度減少していくだろうと。また一部減収補填という分はありますけれども、そういう収入が減っていくと。単純に考えれば収入が減れば、基準財政需要額が変わらないとすれば普通交付税が増えるはずだ。しかし、現実には3億4,000万円の普通交付税が減っている。先ほど松本議員とのやりとりの中では合併特例債等々と合併算定替えの関係で6,000万円等が減っているというお話がありましたけれども、そういう意味合いでいくと収入額も減っているし、需要額も減っているのだろうか。需要額が減っている原因は何だろうか。そういうふうに視点を変えていくと出てくるわけです。端的にそういった考え方をしていくとこの普通交付税が3億4,000万円減っている要因は収入の関係なのか、需要額の関係なのかあわせてなのか、そこにちょっと考え方、あるいは減の主な要因についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） 先ほどの松本委員のところでの説明で若干説明不足の部分もございましたので改めて説明をしたいと思います。まず令和2年度の当初予算におきまして、普通交付税は93.7億円でございます。そして、国の財政不足を補填する臨時財政対策債、これが6億円と見込んで、当初予算では臨時財政対策債を合わせて99.7億円と見込んでおりました。そして実際のところ算定して決定した額が交付税で95.2億円。そして臨時財政対策債が6.5億円と合わせて101.7億円となりました。そして令和3年度がどうなるかというところで、まず減額の要因といたしましては、議員おっしゃるとおり基準財政収入額。これが影響するんですが、基準財政収入額の増額が全体でプラス2億円ほど見込んでおります。これはどういったものかといいますと、先ほど地方消費税交付金、これが約1.6億円の増と。そして、固定資産税の中でも償却資産、これは減免あくまでも減免前の部分で1億ほど1.1億円ほど伸びを見込んでいたというところで、基準財政収入額全体でプラス2億円ほど見込んでおります。そして、合併算定外の縮減。これが最終年度、令和2年度で6.9億円、令和3年度は7.5億円ということでプラス0.6億円が令和3年度増える分ということで、あわせて減の要因としてプラス2.6億円ほど見込みました。そして逆に、交付税の増額の要因としましては、需要額の増でございますが、大きいもので公債費の増、いわゆる俗に言う過疎債とかそういったものが交付税で幾ら戻ってくると言われる部分になりますけれども、令和2年度に20.7億円ほど見込んだところ、令和3年度23.3億ということで、こちらプラス2.6億ということで、ざっくりとした説明でいきますと、増の要因でプラス2.6億円、そして減の要因で同じく2.6億円ということで、令和3年度の交付税の算定上は総額で101.7億円ということで令和2年度決定額と同程度と見込んでおります。そして、なぜじゃあ普通交付税の減額になったかということですが、国のほうで財源不足が大きいということで臨時財政対策債、これの増額を約1.7倍ほど見ております。ということで、当初予算での臨時財政対策債、宮古市は11.4億円見込んでおります。なので、臨時財政対策債が増える分、普通交付税のほうが減っているという仕組みになっております。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 総額、臨時財政対策債を含めた地方交付税等そういったことについては去年とほぼ変わらない。ただ内訳というかそういったものが、臨時財政対策債が増えた分が交付税減という形で見ているということについては了解をいたしました。臨時財政対策については市長と総括して議論させていただきたいというふうに思っておりますので、今日は議論は控えたいというふうに思います。そこで普通交付税3億4,000万円の減の関係については今課長からる説明を受けましたのでおおむね理解をいたしました。二つ目の質問であります。会計年度任用職員の財源措置がどうなっているのかという点であります。令和2年度で交付税で会計年度任用職員の財源措置も十分か不十分かという議論は様々ありますが、初めて交付税で措置がされたわけがあります。その内容は何かというと、会計年度任用職員の手当分について一定の財源措置が交付税で図られているというふうに聞いております。令和2年度は初めての会計年度任用職員のスタートでありましたから、国の財務省等のほうで言っているのは、手探りの中で一定程度財源措置をせざるを得ない。何とか令和3年度については地方の実態等も含めてしっかりと対応したいという話を去年実はしていたわけですが、実際には令和3年度ではどういう傾向が見られるのかということが一つのポイントだろうというふうに思います。そこで、この会計年度任用職員の財源措置に3年度、令和2年と比べて変化があるのかないのか、これについてもしわかれば、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○委員長（工藤小百合君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） 会計年度任用職員の関係ですけれども、国におきましては令和3年度も、令和2年度に引き続き会計年度任用職員制度への移行に係る経費、いわゆる具体的には期末手当相当額の部分、こちらについて地方財政計画上見込んでいるところです。令和2年度におきましては、全国で1,690億円、そして令和3年度は、令和2年度は4月からスタートしましたので、実際のところは12か月分ではなくて8か月分の期末手当分ということで、令和3年度から初めて平年度化するというので、その増額分を651億円、合わせれば2,341億円ということになるかと思えますけれども、見込んだというところです。そして、令和2年度がまずどのぐらいただかかっていうところで、国のほうで示された単位費用の内訳をもとに推計したところ、一本算定で約3,500万円ほどでございました。それが令和3年度は期末手当の平年度化に伴って約1.5倍になるということで、令和3年度の需要額に見込んだ一本算定での会計年度分につきましては約5,300万円と見込んでいるところです。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そういった形での財源措置が令和3年度交付税等で措置がされているということでありました。これについてはまた別の機会に議論させていただきたいというふうに思います。最後になりますが、28、29、16款県支出金、3項委託金、1目の総務費委託金の29ページの事務移譲交付金414万6,000円でございます。以前にもこの事務移譲交付金についてはやりとりをさせていただいております。もう元年度決算では、大体の事務移譲交付金については413万8,000円ほどですから、ほぼ今年度決算では413万8,400円程度の決算額になっております。したがって当初予算でいくとほぼ変わっていないというふうに理解をしていますが、私が聞きたいのは、令和元年度においては県から市に事務移譲された件数は716事業というふうに聞いております。そういった意味でいくと、この事務移譲が増えてきているのかどうなのか。金額的からいくとそう変化はないのかなというふうに見ておりますけれども、もし県からの事務移譲がこの間増えてきている、その分を含んでの令和3年度予算だと言うふうであれば、どの程度件数が増えたり事務移譲の件数が増えているかいないのか、ま

ずこの点からお聞きをしたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 若江総務課長。

○総務課長（若江清隆君） ただいまの事務移譲数でございますが、委員ご質問のとおり令和元年度は716の事務でございます。令和2年度も変わらず716でございます。そして令和3年度につきましては、現在県のほうで条例改正県議会のほうに出しておりますが、1事務増える見込みで717の見込みでほぼ変わらないような状況、1件増える見込みでございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） ちなみにその増える1事務はどういう事務内容ですか。お話しできるようであればお聞かせをいただきたい。

○委員長（工藤小百合君） 若江総務課長。

○総務課長（若江清隆君） 環境関係の事務というふうに伺っております。アスベスト関係というふうに伺っております。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 問題はどんどん権限移譲の関係で事務移譲が市町村に降りてきている。一方でその事務移譲事務権限が来ているその分、市としても市町村でのうちの負担も大きくならざるを得ない。事務経費についてはこの事務移譲交付金で県から一定の額が来ているわけでありますが、なかなかそういう意味では市町村、自治体、宮古市も含めて事務上に対する具体的な事務、人件費と手当も含めて大変な状況にあらうというふうに思います。ぜひそういった意味も含めて、これは事前に事務移譲が県からこれはどうですかということ、これいきなり来るもんなんですけど、協議があって宮古市でオーケーという形で来てるもんなんです。当然これは法的な関係もあるというふうに思いますけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 若江総務課長。

○総務課長（若江清隆君） 事務移譲に関しては総務課のほうで取りまとめをしておりますが、担当課同士でやりとりがあるかどうかわかりませんが、担当課同士協議はあるということでございます。

○委員長（工藤小百合君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 担当課同士協議で了解ということになっているんだろうというふうに思います。いずれわかりました。終わります。

○委員長（工藤小百合君） 以上で、令和3年度宮古市一般会計予算歳入の審査を終了します。座席消毒及び説明員入替えのため暫時休憩します。お疲れさまでございました。

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

○

付託事件審査（2） 議案第2号 令和3年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計予算

○委員長（工藤小百合君） 休憩前に引き続き会議を再開します。議案第2号令和3年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。発言される方は挙手願います。落合委員、どうぞ。

○委員（落合久三君） 国保の特別会計166ページ、167ページに歳入で保険税計上されて、前年同対比でマイナス5,067万4,000円と、結構大きなマイナスだなあと見ておりました。それとの対比で、全体的なのがいいな。ちょっと細かくしないように、すいません、もう一度164ページ戻ってください。もう一度言います。歳

入のほうは国民健康保険税で、ここに総括的に詳細というのではなくて、前年対比で5,085万円の減。それからその下の歳出、いつも問題になるっていうか保険給付をどう見るかっていう点で、46億4,836万7,000円。対前年比で7,370万円の減ということが計上されております。これに先立って、教育民生常任委員会に昨年の12月に国保の今後の財政見通しも結構詳細なものが説明されております。それを踏まえて、次の点をちょっと確認を含めて質問をいたします。一つは担当課においては、保険給付の伸びをどう抑えるかっていうのをやっぱり国保会計を計画を立てるためにも、そこがキーポイントの一つだと思います。ずっと一貫して保険給付1人当たりの伸びを年3.23%というふうに見て、これを基軸にしてそれに被保険者の数だとか、前年との比較だとかいようなことをやっているんですが、1人当たりの保険給付費、年3.23%の増、これが基軸になっているような計画がつけられているというふうに見ております。そこで、詳細なことは抜きにして、実際に1人当たりの保険給付費、年間3.23%の増が実際はどうなのかというのをちょっと保険給付費と各年度の保険給付費とそれを1号被保険者の数で割り算をして、それを前年対比でずっとこうやっていきますと、令和元年から令和2年に移るとき、1人当たりの保険給付の伸びは2.18%、それから令和2年から令和3年度今度の予算計上するときの単純にこれも被保険給付費を1号被保険者の数で割ってそして前年との対比を見ますと伸び率は2.2。これはずっと過去のやつもそんなに極端に違いはないと思います。そういう意味で言いたいのは、1人当たりの保険給付の伸びを3.23というふうに、これはここ数年ずっと変わってないんです、説明の中ではね。だけでも私の試算では、実際には2.1、2.2ぐらいの伸びで結果としてとどまっていると。つまり、当初見込んだ3.23と比べれば、大ざっぱですが1%ほど低く、実際には保険給付の伸びはとどまっていると。1%って言っても、保険給付費から見ていけば、危なく1億円近い数字になるわけなんです。そこで質問の最初の1番目は、保険給付の1人当たりの伸びを3.23、これは国保税を上げるときの資料でも全部これを採用してます。今回もそうです。去年の12月の教育民生常任委員会への資料も全部ここは変わっていません。これはちょっとそういう意味では、これまでの経験も含めて今回の予算計上の数字と比較して、原課ではここはどういうふうの評価しているか、見ているかっていうのを説明をお願いします。

○委員長（工藤小百合君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） お答えします。まず去年11月に今後の財政見通しっていう時に説明した時の1人当たり保険給付費の伸び率っていうのは、税率改正のときに説明したのをそのまま使ったっていう意味で同じ数字になっています。それで、税率改正をするときにどういうふうに推計したかって言いますと、私たち医療費の伸び率っていうのを毎月毎月の保健給付費の実績に基づいて、じゃあ1年後どうなってるかっていう計算するんですけども、そういう計算をした結果として、令和元年度の伸び率、令和2年度の伸び率を計算して、その平均が3.23%だったので、令和3年度以降は3.23%という伸びに計算したということでございます。なのでちょっと実際の実績とはずれが生じている状況です。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そういう意味ではここは原課がそういう不足が生じないようにという最悪の事態を避けるという意味も含めて、そういうふうに伸び率を抑えてやるっていうことは理解出来ます。同時にやっぱり実績を実際に踏まえて、ぜひこの年間1人保険給付の伸びを3.23っていうのが、これ介護も基本的に同じではないんですけども、考え方とすれば同じな側面があるので、ここのところは実績を踏まえた伸び率の検討というのをぜひより精査してもらいたいという意味でした。それからもう一つ、今回の国保の予算で歳出の178、179ページ。178ページの5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費ですが、詳細な

ことはこれには書いていないんですが、予算書には書いていないんですが、昨年、教育民生常任委員会に詳しく書いたやつを紹介しますと、特定健診、これについては令和3年度目標数値53%、受診率ね。53%にしたいっていうのが教育民生常任委員会に示されました。今年度、令和2年度はまだ終わっていませんので、正確な数字が出ないと思うので、既に確定している令和元年度、こっちは決算が終わっていますので、特定健診の実施率は39.1%でした。39.1%の元年度の実績から見れば、令和3年度の53%っていうのは実に14%ぐらい引上げないと53%にはならないと。そういう視点で、今年度の特定健診の事業費の特に委託費、179ページの12節委託費、ここに特定健診等委託料5,522万円、特定保健指導等委託料54万8,000円。これはこういう伸びではなくて、ここの総括的に書いてありますように、特定検診事業費は前年対比で64万1,000円の減なんですよね。委託費を過去と比較しても減っている。つまり、私が去年一般質問だかなんだか忘れましたが、その時市長はこう断言したんです。特定健診の受診率を上げるために当面3診療所で実施します。宮古、田老、川井…新里か。管内にある診療所でも特定健診の受診をしますっていうふうに委員会だったかな、ちょっと場所を忘れましたが、そういうのも頭に残ってそういうものも今度の予算に反映されているのかなあと見て見たらば、ほとんど反映されていないっていうふうに思ったんですが、ここの点の検討はどうされたんでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） お答えします。まず令和3年度については、個別健診を実施するのは田老診療所だけを予定しています。いずれそれを令和4年度以降、新里とか、川井に広げていこうと思っています。それで予算的には、個別検診の分がどこに入ってくるかといいますと、委託料の特定健診等委託料の中に含まれてしまうんですが、今のところ100人分を見込んで1人当たり委託料が9,570円ということで、この5,500万円のうちの95万7,000円の委託料っていうのが田老診療所に検診を委託するっていう委託料ということで予算上はなっております。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） なるほど。令和2年度まだ終わってはいませんが、令和2年の委託料が当初予算では5,700万円で、今回は5,500万円なので、あまり変わってないところが減っているなというふうに思ったので今言った質問をしました。ただ中身は今聞いてわかりましたので、そういう意味では保健事業費も今課長のほうからは令和3年は田老の診療所でまずやるんだと。ただ客観的に見てコロナのことがあって、健康課も多分診療所もそういう意味ではますますワクチンの接種だ何だっていうのも今後入ってきたりすると相当大変だろうなっていうのはもう十二分に予想できるんですが、やっぱり私の理解は、宮古管内には三つの診療所があるんだと。市長は断言したっていうふうに思って聞いたので、それが予算に反映されているとは言えないなっていう思いがあったので、これを二つ目に聞いたので、ぜひ確実に前進させるようにしてもらいたいと。それから最後ですが、予算には特別は出てこないんですが、後発医薬品の利用のことです。ジェネリック医薬品への切替えていうのも一般質問でもやったし、委員会でもこれの議論になったんですが、昨年12月に教育民生常任委員会に示された数字によりますと、後発医薬品に切り替える今、宮古の後発医薬品の利用実績は、78%、79%であると。そしてこれを1%上げるとどのぐらいの効果が見れるかっていうと、443万円見れますよっていうのが教育民生常任委員会に示された数値です。私があおのときに言ったのはせめて久慈、奥州こはもう85%になっていますので、いきなりそこまで仮に行かなくても、原課で試算したこれを仮に2%を上げただけで900万円になります。3%上げれば1,000万円を超えます。そういうことをそういうふうに前進させて医療費の伸び、薬剤の伸びを抑えるっていう点ではどういうふうなことを考えてますか。この予算書には直接この点での数値等は示

されてはいないんですけどもね。

○委員長（工藤小百合君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） まず現在やっているのは、国保の保険証を交付するときとかにパンフレットを配るとか、あと年に3回、何月分の医薬品をもしジェネリックに変えればあなたはこのぐらいお得になりますよという通知をやっているんですけども、そういうことでジェネリック医薬品の普及促進を図っています。なかなかこれも市長の答弁にもあったんですけど、全く効能が同じというわけじゃない、人によってあるので、どんどん増やしてくれて呼びかけはするんですけども、お医者さんのほうであなたの場合は、いやジェネリックじゃないほうがいいよっていうのもあるので難しい面はあるんですが、地道に働きかけをしていくしかないのかなというふうに考えています。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 私も田中議員も、国保じゃなく社会保険に入っているんですが、カードがちゃんとあって、私も大分前から病院にかかりつけに行って、その足で処方箋をもらって薬局に行けば、それを常にお薬手帳にちゃんと入れて開けばすぐ目に入るようにして長いこと経つんですが、多分当局のほうでも、要するに現在79%の活用になっているっていう数値が出てくるっていうことは、どなたかがまだ使っていない人がいるんじゃないかっていうのは大体予想がつくんだと思うんです。そうでなければ集計出来ませんからね。そういう意味では、今課長が言った年に3回、いろいろそういう誘導をしているということですが、それを本当に徹底して、1%でも2%でも本当にこう前に向かせるだけで、やっぱり1,000万円前後の医療費の保険給付費の伸びを抑えることができるっていうのが明瞭なわけですから、ぜひそのところは、端的に聞きますが、予算委員会なので聞きますが、どこの部門がやっているんですか。

○委員長（工藤小百合君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 全体に働きかけるのは総合窓口課のほうで、パンフレットを配ったり医療費通知やったりしていますけども、あとそのジェネリックとは直接は違いますけども、薬剤を重複して1個の病気でいろんな病院からもらっているようなそういう多重調剤なんかの保健指導というのは、健康課で訪問指導する中で指導するという形になっています。

○委員長（工藤小百合君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 課長も来ていますので、保健課長、今の点で何か意見、決意めいたものがあればどうぞ。

○委員長（工藤小百合君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） 国保の方の訪問指導の中でお薬等の助言ができるものはやっております。あとは一般的な健康教育の場面でお薬について広く皆さんに周知をする中で、ジェネリックという医薬品があることもお伝えしていくというそういう底上げ的な面で市民の皆様にご理解いただければと思っております。

○委員（落合久三君） 終わります。

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第2号、令和3年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計予算の審査を終了します。

○

付託事件審査（3） 議案第3号 令和3年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計予算

○委員長（工藤小百合君） 次に議案第3号、令和3年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計予算を審査します。それでは、発言される方は挙手願います。竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 私は端的に川井診療所の医師確保の関係だけをお伺いをいたします。この1年間、川井診療所の医師については、何とか後任の医師が見つかるまで働いていただくということで1年間経過がしてきたというふうに理解をいたしております。お聞きをしましたところ、来年度も現在の医師に勤務をしていただくことになっているというふうに聞いております。そこで当然、現在の医師は退任といえますか、奨学金等の関係で退任の申出があって、ただ後任の医師が見つからない関係で今、勤務医として働いてもらうという状況なわけですから、後任の医師確保をしなきゃならないという状況は変わっていないというふうに思います。来年度川井診療所の医師については1年の、したがって契約ということで考えるべきなんだろうなというふうに思っておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。どうでしょうか。

○委員長（工藤小百合君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） 川井診療所の医師につきましては、昨年度は病床を休止してスタートした1年でございました。そういう中で先生との意思確認を何度か繰り返す中で、当面は今年度は1年ということでまずはスタートした年ではございましたけれども、現在については当面はこのまゝいてくださるということでお話を聞いておりまして、私どもも安心していただいております。

○委員（竹花邦彦君） そうすると単年度で当面ということですから、別に契約書がどうのこうのということではないというふうに理解をいたしました。複数年いらっしゃるということだと思います。そういう意味では、その間に今でも常時医師募集をしているという状況だということだと思いますので、ぜひ後任の医師等々の確保について、引き続き努力をしていただくようお願いをしたいと思います。そこでもう1点だけですが、医療病床を一応今は休止をしているわけです。多分今後また休止をしているんだけれども、正式にどうしていくのかという問題はいろいろ出てくる。あの地域の方々のこの入院病床、休止をしていることについての何か地域の皆さんからこのことに対する意見とかそういった様々な声は寄せられておりますか。もし寄せられているという声があるのか、あるいは寄せられていないのか。そこについてちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 中村川井診療所統括事務長。

○川井診療所統括事務長（中村博文君） 現在入院病床がなくなったことについて、決まってからそのことを要望するというような声は特には聞いてはおりません。けどもその分、今訪問看護とか訪問診療のほうを今までやらなかった分を強化して出向いてやっておりますので、幾らかそういった方々がそういった形で救われているのかなという感じがしております。

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第3号令和3年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計予算の審査を終了します。

○

付託事件審査（4） 議案第4号 令和3年度宮古市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長（工藤小百合君） 次に議案第4号令和3年度宮古市後期高齢者医療特別会計予算を審査します。それでは、発言される方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第4号令和3年度宮古市後期高齢者医療特別会計予算の審査を終了します。

○

付託事件審査（5） 議案第5号 令和3年度宮古市介護保険事業特別会計予算

○委員長（工藤小百合君） 次に議案第5号令和3年度宮古市介護保険事業特別会計予算を審査します。それでは、発言される方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第5号令和3年度宮古市介護保険事業特別会計予算の審査を終了します。

○

付託事件審査（6） 議案第6号 令和3年度宮古市介護保険サービス事業勘定特別会計予算

○委員長（工藤小百合君） 次に議案第6号令和3年度宮古市介護保険サービス事業勘定特別会計予算を審査します。それでは、発言される方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第6号令和3年度宮古市介護保険サービス事業勘定特別会計補正予算の審査を終了します。

○

付託事件審査（7） 議案第7号 令和3年度宮古市農業集落排水事業特別会計予算

○委員長（工藤小百合君） 次に議案第7号令和3年度宮古市農業集落排水事業特別会計予算を審査します。それでは、発言される方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第7号令和3年度宮古市農業集落排水事業特別会計予算の審査を終了します。

○

付託事件審査（8） 議案第8号 令和3年度宮古市漁業集落排水事業特別会計予算

○委員長（工藤小百合君） 次に議案第8号令和3年度宮古市漁業集落排水事業特別会計予算を審査します。それでは、発言される方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第8号 令和3年度宮古市漁業集落排水事業特別会計予算の審査を終了します。

○

付託事件審査（9） 議案第9号 令和3年度宮古市浄化槽事業特別会計予算

○委員長（工藤小百合君） 次に議案第9号令和3年度宮古市浄化槽事業特別会計予算を審査します。それでは、発言される方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第9号令和3年度宮古市浄化槽事業特別会計予算の審査を終了します。

○

付託事件審査（10） 議案第10号 令和3年度宮古市魚市場事業特別会計予算

○委員長（工藤小百合君） 次に議案第10号令和3年度宮古市魚市場事業特別会計予算を審査します。それでは、発言される方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第10号令和3年度宮古市魚市場事業特別会計予算の審査を終了します。

○

付託事件審査（11） 議案第11号 令和3年度宮古市墓地事業会計特別会計予算

○委員長（工藤小百合君） 次に議案第11号令和3年度宮古市墓地事業会計特別会計予算を審査します。それでは、発言される方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第11号、令和3年度宮古市墓地事業特別会計予算の審査を終了します。

○

付託事件審査（12） 議案第12号 令和3年度宮古市山口財産区特別会計予算

○委員長（工藤小百合君） 次に議案第12号令和3年度宮古市山口財産区特別会計予算を審査します。それでは、発言される方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第12号、令和3年度宮古市山口財産区特別会計予算の審査を終了します。

○

付託事件審査（13） 議案第13号 令和3年度宮古市千徳財産区特別会計予算

○委員長（工藤小百合君） 次に議案第13号令和3年度宮古市千徳財産区特別会計予算を審査します。それでは、発言される方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第13号、令和3年度宮古市千徳財産区特別会計予算の審査を終了します。

○

付託事件審査（14） 議案第14号 令和3年度宮古市重茂財産区特別会計予算

○委員長（工藤小百合君） 次に議案第14号令和3年度宮古市重茂財産区特別会計予算を審査します。それでは、発言される方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第14号令和3年度宮古市重茂財産区特別会計予算の審査を終了します。

○

付託事件審査（15） 議案第15号 令和3年度宮古市刈屋財産区特別会計予算

○委員長（工藤小百合君） 次に議案第15号令和3年度宮古市刈屋財産区特別会計予算を審査します。それでは、発言される方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第15号令和3年度宮古市刈屋財産区特別会計予算の審査を終了します。
座席消毒及び説明員入替えのため暫時休憩します。ご苦労さまでございました。

午後 3時00分 休憩

午後 3時10分 再開

○

付託事件審査（16） 議案第16号 令和3年度宮古市水道事業会計予算

○委員長（工藤小百合君） 休憩前に引き続き会議を再開します。議案第16号、令和3年度宮古市水道事業会計予算を審査します。それでは、発言される方は挙手願います。白石委員。

○委員（白石雅一君） すいません、1点だけ質問させてください。水道会計予算の19ページ、その中の支出の中にあります委託料。津軽石水系施設更新検討業務委託料等の増についてお伺いいたします。地域の方々からは不安な声であったり、今後どうなっていくのかという在り方について様々意見いただいています。今後こちらの津軽石水系の施設について、どういったスキームで行っていくのかという考え方と、あと地域住民の方に対して、説明する機会、チラシ等、タイミングを見て各戸配布しているのを見ておりますけれども、それについて令和3年度どういった形で行っていくのかお伺いします。

○委員長（工藤小百合君） 竹花施設課長。

○施設課長（竹花浩満君） お答えいたします。これの委託料2,800万円、津軽石水系施設更新検討業務委託料というところなんですけども、実は昨年、9月から10月にかけて、津軽石水系のところでガソリン由来のETBEという物質が水道に混入しまして、異臭騒ぎがございました。その中で、一部取水を制限しながら水は飲まないでくださいというような形で、あと給水活動をしました。その中で、臭いの物質が、石油系とかそういう臭いがあったもんですから、何なのかなというところを特定していったところ、ガソリンに由来するETBEという物質までは特定いたしました。ただそれがどこから混入してきたかのはちょっとわからなかったところがあります。そのために、昨年末あの12月に800万円の予算をいただいて、ボーリング調査をしたところです。今現在そのボーリングのほうも終わりました、6ヶ所の新たに観測井戸をつくるためのボーリングをやりました。昨日とか雨が結構いっぱい降ったんですけども、早速そのボーリングの6ヶ所で採水いたしましたけども、ETBEは検出されませんでした。どうもこれっていうのは、昨年9月10月のころは井戸の水位が高かったところから、水位が高い場合で雨の量が多いときにそのETBEが出るというような現象があります。それで、今回は井戸の水位がそんなに高くなかったものですから、雨の量の割には全然検出されなかったところがあります。本来雨降った場合に検出されて、どの方向から来るのかなっていうのがわかったときに、その方向にある事業所なのか何なのかわかりませんが、そちらのほうに出ていましたから、対応してくださいという形で行こうかなと思ってやったんですが、今回残念ながらっていうのはおかしいんですけども、幸い検出されなかったんでよかったんですけども。そうすると一方で、ETBEってじゃどこから来たのっていうのが未だに不安なところです。うちのほうも結局、安心安全な水を供給出来てないっていうところがあるものですから、その中で実はちょっと話が変わりますけども、ETBEが出る前は、この津軽石川水系っていうのは、津軽石川の地下水を飲料水としておりまして、津軽石川の渇水期のときに井戸の水位が大きく低下するという状況がありまして、その水を配る量がちょっと足りないっていう懸念がありました。そのために隣に今ある井戸の隣にもう一つ、井戸をつくったりというのを検討していたんですが、その過程で今年のETBEの関係の事故っていうか、そういうのが起きたところがあります。そのために、今現在はETBEは出てないので、その隣に増設するというのも考えられるんですが、ただやっぱりこちらが不安定だしというのを考えれば、津軽石じゃなくてこっちのほうの千徳系というんですが、こっちのほうから水を配るのもちょっと検討しなければならないというのを今考えておりました。その中で途中、管がちょっと細いところもありますので、管径を太くしなければならぬんじゃないか、あとはもしかして排水地をもう1個つくらなきゃならぬんじゃないかとか、その辺を検討、考えておりました。その検討するために委託ということで今その2,800万円計上しているものですが、この2,800万円は津軽石外の委託もありますけれども、主に津軽石のほうの井戸の関係の井戸っていうか、その給水でなくて飲料水の関係での委託費という形を考えております。地元の人たちにどういった形にこれから広報するかというところなんですけども、昨年も10月にホームページとか、あとそれから地元の

ほうに約3,000枚のチラシを直接配ったというのもあります。あとその後の経過もちょっと報告しなかったので、12月でしたかね。末に現状は今こうですよ、というのを報告しているという状況です。今後についてもまた時を見まして、地元のほうに今こういう状況ですよ、というのを報告したいなということは考えております。以上です。

○委員長（工藤小百合君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） 様々な観点からいろいろ調査していただいて、その上で今後の解決策、そちらについても今回の委託料の中で、いろいろな視点で検討して下さるといふところなのでぜひ丁寧な説明をしていただきたいなと思います。以上です。

○委員長（工藤小百合君） 次は長門委員です。

○委員（長門孝則君） ちょっと2点ほど、私この予算の説明資料、参考資料、これでちょっとお聞きしたいと思います。この説明資料の1ページ目、2の収益的収支の欄の水道事業収益の⑤の営業外収益、予算額は6億1,900万円ほど計上されておりますけども、ちょっとこの部分、損益計算書あるいはその剰余金に影響が出てきますんで、ちょっとお聞きしたいんですが、説明のほうに減価償却費等に伴う長期前受金増という説明があります。ちょっと私も記憶が薄れてますんで、この長期前受金の戻入、ちょっとどういう内容なのか。簡単に説明いただきたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） お答えをいたします。水道の建物とか、電気設備などを新しく整備した際には、耐用年数に応じて、減価償却費に計上することになります。このとき、この整備の財源に国庫補助が入っている場合は、その財源についても収益として振り分けることが出来て、それが長期前受金戻入として計上するものになります。減価償却費のうちの国庫補助見合い分という意味合いでございます。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） 多分これは補助金だとか、あるいは負担金なんかもあるんでないかなと思いますけど、これはいつごろの補助金とか負担金を計上したのなんですかね。これは現金が伴わない金額だと思いますけども、ちょっといつ頃のやつかなと。お聞きします。

○委員長（工藤小百合君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） 今までの分全てということになるんですけども、減価償却費とリンク、対になっているので、減価償却費に計上されている分の国庫補助分がここということになります。予算説明書のこの白い冊子の1番最後のほう、21ページの1番上のほうに減価償却の方法とって主な耐用年数というのが書いてあります。これに見合う分ということになります。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） 後で私見てみますんで、そうすればこの部分は年々増えていくんですがね。

○委員長（工藤小百合君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） 工事等が終わって減価償却費に組入れられればその分が増えるということになります。一方減価償却期間が終わればその分は落ちるということになります。今回はその分が増えているという格好なので、整備が進めば基本的には少しずつ増えていくものというふうに考えております。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） 来年度水道料金の値上げを検討しているということなので、この損益計算でどれだけ利

益が出るかと。それによって料金の値上げ幾らにするかと、そういうことにつながりますんでね。そういうことでお聞きしました。それからもう1点、この予算説明書の2ページ、2枚目ですけども、3の資本的収支、この右のほうに水道水源保護対策事業30万円計上していますけども、水道水源保護の対策事業、その内容をちょっとお聞きします。

○委員長（工藤小百合君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） この分は水道対策の積立金というので積立てておりまして、過去には植林や河川の清掃をしたりする団体に補助金を出しておりました。上限が30万円ということです。ただ震災以降は、申請がない状態でございます。積立ても平成23年から27年までは休止、収支が不安定でしたので休止しておりました。去年と今年も収益が減っていたので、積立ててはおりませんが、そういう水源保護の活動をする団体に対する補助金というので30万円ということを見込んでおりました。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） そうすればその事業をやるんでなくて、積立てている、積立でする金額なんですか、30万円は。

○委員長（工藤小百合君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） 積立ではその決算のときにやるんですけども、この30万円というのは水源保護するために清掃とか植林をする団体を募集して、その団体に対して30万円を補助するものです。過去であれば川井の商工会とか、漁協の婦人部とかが平成19年あたりにやっております。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） そうすれば積み立てるものでなくていろんな団体に補助するという金額なんですか。そうすれば積立金が水源保護の積立金は7,000万円ぐらいありますがね。それを取崩して使うということですか、その30万円は、7,000万円から取崩す。

○委員長（工藤小百合君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） そのとおりです。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） そうであれば、3の資本的収支の欄の最後のほうに補填財源がありますがね。④までありますけど。いろんな調整額とか資金減債積立金、建設改良積立金、そうであれば水源保護の積立金もこの補填財源にしなければならないんでないかなあと思うんですよ。例えばこの⑤にして、積立金を取崩して使うということであれば、補填財源になりますんで、予算措置はすべきでなかったかなと思いますけどどうですかね。

○委員長（工藤小百合君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） 積立で上は、ここ今4条の資本的収支っていうところで、お話をした資料をつくってました。積立金は本来であれば3条で使っている分でございます。3条予算収益等に使うほう、そこに積立でましたので、この段階で入れなかったんですけども、もしかすれば入れなきゃいけない部分かもしれないので、ちょっと検討させて次ちゃんとやらせていただきたいと思います。

○委員長（工藤小百合君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） 積立金を取崩して使うということであれば、やっぱり補填財源になるんですよ。ただ、例えばその他っていうか、収益収支のほうの予算を財源にして使うのであれば、これはこれでいいと思います

けどもね。その辺検討してみてください。以上です。

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第16号、令和3年度宮古市水道事業会計予算の審査を終了します。

○

付託事件審査（17）議案第17号 令和3年度宮古市下水道事業会計予算

○委員長（工藤小百合君） 次に議案第17号令和3年度宮古市下水道事業会計予算を審査します。それでは、発言される方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

閉会

○委員長（工藤小百合君） 以上で議案第17号、令和3年度宮古市下水道事業会計予算の審査を終了します。以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

午後3時26分 閉会

○

宮古市議会予算特別委員会委員長 工藤小百合